

---

# わたり フレンドシップ21 プラン

---

第4次巨理町総合発展計画

後期基本計画

平成23年3月





## はじめに

亶理町では、平成18年度に平成27年度までを計画期間とする「第4次亶理町総合発展計画基本構想」及び前期5年の「基本計画」を策定し、“思いやりの心で力を合わせ 安全で安心できる豊かなまち 亶理”の実現に向けて諸施策を推進して参りました。

特に、平成20年3月には「町民と築く『地域協働のまちづくり』」を推進するため、宮城県内で初となった「亶理町まちづくり基本条例」を制定し、“まちづくりの主役は町民である”ことを基本理念に定め、新たなまちづくり体制の確立に向けた取り組みを進めることができました。

そのような中において、地方自治体がおかれる環境は、防災・防犯といった安全・安心への対応はもちろん、少子高齢化に伴う福祉の充実、再生エネルギー等の環境対策、更には財政運営の健全化など、多様化する社会への対応が求められており、スピード感も求められています。

そこで、平成23年度以降のまちづくりの方向性と目標を定めるため、「町民意向調査」をはじめ、「まちづくり出前講座」、「ほっと通信～町長への直通便」などを通して、広く町民の皆様を意識・意向・満足度の把握に努めながら、亶理町総合発展計画審議会委員の皆様と25回にわたり審議を重ね、平成23年3月に「第4次亶理町総合発展計画『後期基本計画』」（計画期間：平成23年度～平成27年度）を策定することができました。

本計画の推進にあたりましては、町民の皆様と行政が一体となり『暮らしやすきナンバーワンのふるさと亶理』、『一層誇りに思えるふるさと亶理』の実現を目指して、協働により進めて参ります。

また、現在の厳しい社会経済情勢の中において、本計画を着実に推進するために、行財政改革と行政運営の効率化にも取り組んで参ります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、活発なご審議を賜りました総合発展計画審議会委員の皆様をはじめ、町民意向調査などを通して貴重なご意見、ご提言を賜りました町民の皆様、関係機関の皆様から心から感謝申し上げます。

亶理町長

齋藤 邦男

## 亶理町民憲章

[ 昭和 58 年 4 月 1 日 告示第 46 号 ]

わたくしたちの亶理町は、阿武隈川などの美しい自然にめぐまれ、古い歴史と伝統をはぐくんでまいりました。

わたくしたちは、ここを郷土とする亶理町民であることに誇りと責任をもち、みどり豊かな住みよい田園都市をつくるため、この憲章を定めます。

汗して働き、ゆとりのある豊かな町をつくりましょう

自然を生かし、花や木の多い美しい町をつくりましょう

きまりをまもり、助け合う明るい町をつくりましょう

すすんで学び、郷土をまもる文化の町をつくりましょう

希望にみちた、活力のある伸びゆく町をつくりましょう

## 町章

[ 昭和 46 年 10 月 2 日 告示第 68 号 ]



亶理町の「ワ」を図案化したもので、簡潔、斬新かつ堂々としており、融和、堅実性と未来への発展を表現しています。

## 町花・町木

[ 昭和 58 年 4 月 1 日 告示第 47 号 ]



町花 さざんか

「さざんか」は花の少ない晩秋から冬にかけて、寒さに向って力強く咲き、「黒松」は一年中緑が茂っています。亶理町はこの「さざんか」や「黒松」のように、緑豊かな田園都市として大きく発展する願いを込めて、選定しました。



町木 黒松



はじめに

巨理町民憲章、町章、町の花、町の木

計画策定にあたって.....	1
(1) 計画の性格と役割.....	2
(2) 計画の構成と期間.....	3
基本構想（抜粋） .....	4
第1章 新しいまちづくりの重点方向.....	5
第2章 巨理町の将来像 .....	6
第3章 将来像実現のための基本施策の方向.....	7
(1) 5つの基本施策 .....	7
第4章 新しいまちづくりの基本指標.....	9
(1) 人口と世帯 .....	9
(2) 就業構造 .....	11
第5章 土地利用の基本方向.....	12
(1) 土地利用の基本方針.....	12
(2) ゾーン別土地利用の基本方針 .....	13
第6章 構想推進のために.....	16
(1) 行政運営の改革の推進.....	16
(2) 財政運営の効率化.....	16
(3) 広域行政の推進 .....	16

後期基本計画.....	17
<b>第1章 町民と築く「地域協働のまちづくり」 .....</b>	<b>18</b>
第1節  まちづくり基本条例の活用.....	18
第2節  地域協働のまちづくり体制の確立.....	20
第3節  地域活動・コミュニティ活動の充実.....	22
第4節  ボランティア活動・NPO活動の充実.....	24
第5節  人権尊重・男女共同参画社会の推進.....	26
<b>第2章 安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」 .....</b>	<b>28</b>
第1節  防災対策、消防・救急対策の充実.....	28
第2節  交通安全・防犯・消費者対策の充実.....	31
第3節  環境保全、景観形成、公園・緑地の整備.....	33
第4節  上・下水道の整備.....	36
第5節  公衆衛生とリサイクル対策の充実.....	38
第6節  調和のとれた土地利用の推進.....	40
第7節  市街地・公共ゾーンの整備.....	42
第8節  道路・交通網の整備.....	45
第9節  情報・通信基盤の整備.....	47
第10節  住宅対策の充実.....	49
<b>第3章 安心して生涯を託せる「保健福祉のまちづくり」 .....</b>	<b>51</b>
第1節  地域福祉の推進.....	51
第2節  保健・医療活動の充実.....	53
第3節  児童福祉・子育て支援対策の充実.....	56
第4節  高齢者福祉の充実.....	59
第5節  障害者福祉の充実.....	61
第6節  社会保障等の充実.....	63
<b>第4章  こころ豊かにふれあう「教育・文化と交流のまちづくり」 .....</b>	<b>65</b>
第1節  生涯学習体制の充実と活動の推進.....	65
第2節  学校教育の充実.....	68
第3節  芸術文化活動の充実.....	72
第4節  生涯スポーツの振興.....	74
第5節  文化財の保護・伝承及び活用.....	76
第6節  国際交流・地域間交流活動の推進.....	78
<b>第5章  活力あふれる「産業拠点のまちづくり」 .....</b>	<b>80</b>
第1節  農林水産業の振興.....	80
第2節  工業の振興.....	84
第3節  商業の振興.....	86
第4節  観光の振興.....	88
第5節  雇用対策と勤労者福祉の充実.....	91

第6章 計画推進のために.....	93
第1節 行政運営の改革の推進.....	93
第2節 財政運営の効率化.....	95
第3節 広域行政の推進.....	97
資 料.....	99
巨理町総合発展計画審議会(後期計画)委員名簿.....	100
第4次巨理町総合発展計画後期基本計画策定経過.....	102
巨理町まちづくり基本条例.....	106

計画策定にあたって

## (1) 計画の性格と役割

この計画は、「町民のための町民による計画づくり」をモットーに、私たちのまち互理町の望ましい発展方向を示します。策定にあたっては、住民各層の多様な意向をもとに現状の見極めと将来の展望に立って検討するとともに、国や県等の計画も踏まえつつ、まちづくりにおける町民の共通目標や町政の基本的な方策を明らかにします。

従って、この計画は次のような役割を担うものです。

- ①町民にとっては、まちづくりに参画する際のみちしるべとなり、まちづくりに対する共通の努力目標となります。
- ②町政にとっては、これからの施策や事業展開を総合的に推進する指針となります。
- ③国や県などの広域的な行政については、町として求めていく様々な要望や要請の基準となります。

本計画は、21世紀の初頭に、町民がそれぞれに夢を抱き、その実現に向けて展開する多種多様なまちづくり施策やまちづくり事業の根幹に位置することから、町民の皆さんに幅広く親しんでいただくために、本計画の愛称を、

## 「わたり フレンドシップ21プラン」

とします。この愛称には、町民と行政、ここに住むみんなが友達のように（フレンドシップ）心をあわせて新しい世紀を切り拓き、豊かな自然に抱かれたわがまち・互理町が、夢のもてる特色あるまちとして発展を続けていく願いをこめています。

## (2) 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成します。

### **基本構想**

基本構想は、21世紀初頭のまちづくりの将来像を定め、これを実現するための基本的な考え方と基本施策の方向（施策の大綱）を示しています。構想の期間は、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までの10年間とします。ただし、社会経済環境の変化に即し、必要に応じて見直しを行うものとします。

### **基本計画**

基本計画は、基本構想に定めた将来像を実現するために、施策の方向について行政の各分野ごとに体系的に明らかにし、個別の実施計画のベースとなるものです。計画の期間は5年間とし、平成23年度（2011年度）を初年度に、平成27年度（2015年度）を目標年度とします。

### **実施計画**

実施計画は、基本計画に従い具体的な施策・事業の展開を定め、毎年度の予算編成の指針となるものです。期間3か年のローリング方式で毎年策定し、本総合発展計画の進行管理の役割も担います。

**基本構想（抜粋）**  
（平成18年度～平成27年度）

## 第1章 新しいまちづくりの重点方向

これまでの町民ニーズや社会・経済の今後の動向等を踏まえ、亶理町の新しいまちづくりの重点方向を次のとおり設定します。これらを、これからのまちづくりの全てにわたる基調として位置づけ、事業・施策の検討・展開を図ります。

### 重点方向1 住民と行政の役割分担を見直し、町民と築く地域協働のまちづくりを進めます

地方分権、地域主権のまちづくりの時代に対応し、これまでの施策・事業の進め方を根本から見直し、公から民への事業移管や、行政主導のまちづくりから行政と町民が連携して取り組む地域協働・住民自治の地域づくりへの転換等を積極的に進めます。同時に、情報公開や行財政改革を徹底し、効率的な行政組織、開かれた行財政運営の確立に努めます。また、これらを効果的に推進するため、まちづくり基本条例の制定や公共ゾーンの整備を進めます。

### 重点方向2 広域交通体系の整備に対応し町の自立度を高める広域拠点のまちづくりを進めます

現在、常磐自動車道亶理IC等が供用されており、今後、広域仙台都市圏南部地域の拠点都市としての位置づけや、役割が大きく高まることが予想されることから、これに対応し、町内幹線道路体系の確立や観光交流基盤・地産地消体制の充実、工業・流通団地と宅地開発の適地などの土地利用の見直しや、広域事業・広域イベントの推進など、総合的な視点で対策に取り組みます。これにより、町の活性化を図り、税収等を増やしながら町の自立度を高めます。

### 重点方向3 町民が強く望む安全・安心のまちづくりを重点的に進めます

世界的な異常気象に加えて身近にも宮城県沖地震の発生が予測されるなど、町民の自然災害からの安全確保の意向は、近年特に大きくなっています。さらに、防犯・交通安全体制の充実や安全・安心な食への意識の高まり等とともに、高齢社会への進行によりますます大きくなっている健康・生活面への不安などにも対応し、地域ぐるみの防犯・防災のまちづくりや保健福祉対策の充実等を積極的に進めます。

### 重点方向4 少子化に対応し、次代を担う若者の定住を促すまちづくりを進めます

今回実施したアンケート結果をみても、若年層の回答の顕著な特徴として、中高年層の回答に比べて特に児童福祉・子育て支援や学校教育・幼児教育環境の充実、公園緑地やスポーツレクリエーション環境の充実等に大きなニーズがあることがわかりました。次代を担う子ども達や後継者・若者達が亶理町に住んでいきいきと活動し、亶理町に住んで良かったと思うことができるよう、より一層の子育て支援や教育・文化・スポーツ環境等の充実に積極的に取り組みます。

## 第2章 巨理町の将来像

新世紀・21世紀を迎え、時代の転換期にあたる今、私たちには、少子高齢化、環境と安全対策、更には<sup>1</sup>地方分権化への対応と財政健全化など多くの課題が山積しています。世界の大きな変化の潮流は、本町にも大きなうねりとなって、押し寄せて来ています。また、町民の多くがこれまで築きあげてきた物質的な豊かさとともに、ゆとりやうるおいといった精神的な豊かさを求めるようになってきています。個性がより重視され、生活、文化、産業などあらゆる分野で町民の価値観の多様化が進み、まちづくりに対する町民のニーズもますます多様化、高度化しています。

こうした大きな変化のなかで、町の歴史と自然、社会的特性を生かした豊かな地域づくりを町民と行政が力を合わせて図ることを目的として、前頁に掲げた4つの「新しいまちづくりの重点方向」を踏まえて、巨理町の将来像を次のとおり定めます。

### 思いやりの心で力を合わせ 安全で安心できる豊かなまち 巨理

- 「思いやりの心で力を合わせるまち」
  - 「思いやりの心」を巨理町まちづくりの基本とします。
  - 町民と行政が力を合わせて新しいパートナーシップ体制を確立し、町民みんなの協働で自律・自立のまちづくりを目指します。
- 「安全で安心できるまち」
  - 地域ぐるみの防犯・防災体制の確立等による安全なまちづくりや、少子高齢化に対応する保健福祉の安心なまちづくりを重点的に推進し、生涯を託せる安全安心のまちの確立を目指します。
- 「豊かなまち」
  - 広域仙台都市圏南部の交通要衝に位置する地域特性を生かし、心豊かな教育・文化と交流のまち、活力あふれる産業拠点のまちづくりを進めます。

この将来像の実現のために、

### 伊達な わたり みんなで築く わたしの わたり

をまちおこしのキャッチフレーズとして設定し、町民と行政が一体となって新しいまちづくりに邁進します。

<sup>1</sup>中央集権の弊害を取り除き、地方の自立を促進するため、中央政府から地方公共団体にできるだけ多くの行政機能や権限を移譲させること。

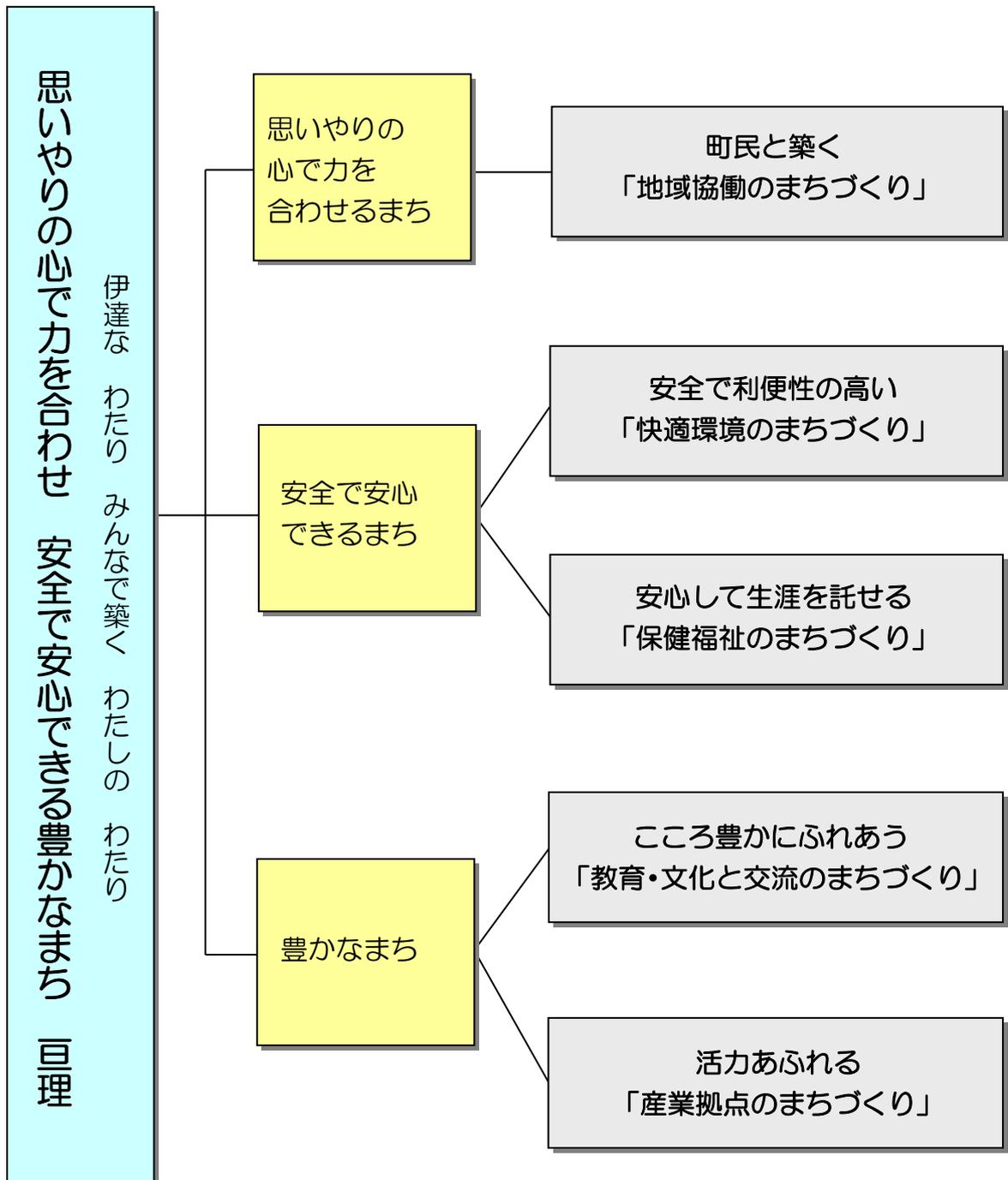
## 第3章 将来像実現のための基本施策の方向

### (1) 5つの基本施策

まちづくりの将来像「思いやりの心で力を合わせ 安全で安心できる豊かなまち 亘理—伊達な わたり みんなで築く わたしの わたり」の実現を図るため、次のとおり5つの基本施策を定めます。

[まちづくりの将来像]

[5つの基本施策の設定]





## 第4章 新しいまちづくりの基本指標

### (1) 人口と世帯

本町の人口は、住民基本台帳（各年3月末日現在）によると平成6年の32,647人から平成16年には35,874人へと3,227人の増加となっています。しかし、この結果を年齢別に見ると、14歳以下の年少人口比率は、平成6年の18.1%から平成16年には14.3%へと減少し、一方、65歳以上の老年人口比率は、平成6年の16.1%から平成16年には19.7%へと増加しており、少子高齢化の進行が本町においても続いていることがわかります。

また、世帯数は、平成6年の8,360世帯から平成16年の10,524世帯へ増加し、一世帯当人数は、平成6年の3.91人から平成16年の3.41人となっており、核家族化、世帯の多様化の傾向がうかがえます。

このような過去10年間の人口推移を踏まえ、今後10年間も現状のまま推移すると想定し、人口推計を行ったところ、本町の人口は今後も緩やかな増加傾向が見込まれ、平成27年度には37,337人程度になることが予測されました。

本町の将来性・発展性を踏まえると、今計画において策定された内容を着実に実行し、企業誘致や土地区画整理事業の推進等による人口増加、子育て支援環境や子どもの教育環境の充実等による若年層住民の町内定住率の大幅な向上等を図ることによって、今後、人口増加が一層促進されることを見込み、平成27年度の総人口の目標を、

38,000人

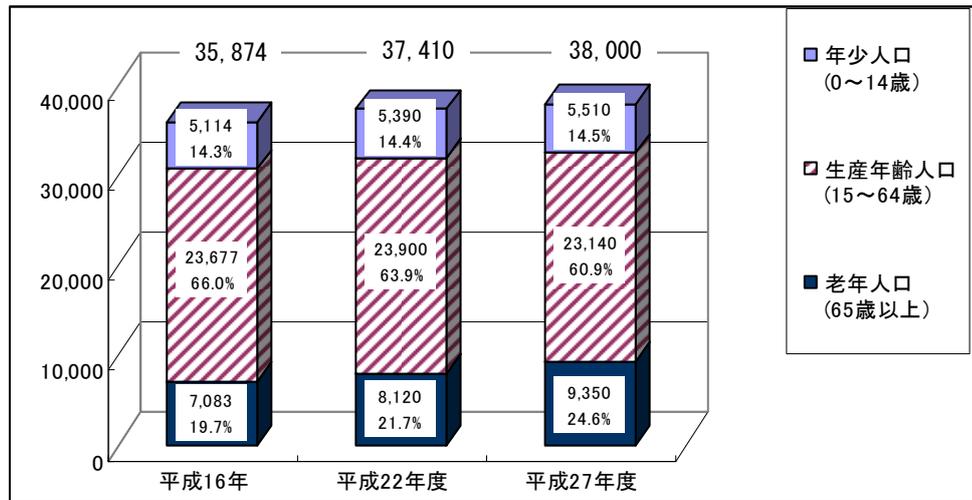
と設定します。なお、上記を総人口と設定した場合の平成27年度における年齢別階層人口は、年少人口が5,510人（14.5%）、生産年齢人口が23,140（60.9%）人、老年人口が9,350人（24.6%）になると見込みます。また、世帯数は12,560世帯となっておよそ2,000世帯の増加になると見込みます。この時、1世帯当人数は3.03人となって0.38人の減少になると見込みます。

## 人口の推移と目標

(単位：人、世帯、人／世帯、%)

項目	年	平成16年	平成22年度	平成27年度	年平均伸び率	
					H16-H22	H22-H27
総人口		35,874	37,410	38,000	0.70	0.31
年少人口 (14歳以下)		5,114 (14.3%)	5,390 (14.4%)	5,510 (14.5%)	0.88	0.44
生産年齢人口 (15～64歳)		23,677 (66.0%)	23,900 (63.9%)	23,140 (60.9%)	0.16	△ 0.64
老年人口 (65歳以上)		7,083 (19.7%)	8,120 (21.7%)	9,350 (24.6%)	2.30	2.86
世帯数		10,524	11,710	12,560	1.80	1.41
一世帯当人数		3.41	3.19	3.03	—	—

(単位：人、%)



## (2) 就業構造

本町の実業構造を平成12年の国勢調査結果でみると、第1次産業が2,036人(11.7%)、第2次産業が5,751人(33.1%)、第3次産業が9,593(55.1%)人となっています。

今後、本町における発展方向や総人口の目標規模等を考慮すると、平成27年度における就業構造は、第1次産業が1,360人(6.4%)、第2次産業が6,540人(31.0%)、第3次産業が13,230人(62.6%)程度になると見込みます。

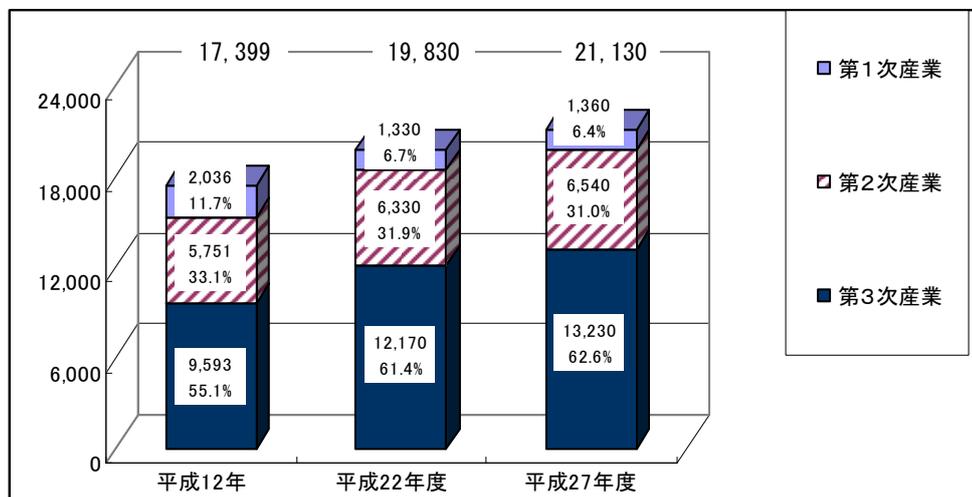
### 就業構造の推移と目標

(単位：人、世帯、人／世帯、%)

項目	年	平成16年	平成22年度	平成27年度	年平均伸び率	
					H16-H22	H22-H27
総人口		35,874	37,410	38,000	0.70	0.31
項目	年	平成12年	平成22年度	平成27年度	年平均伸び率	
					H12-H22	H22-H27
就業人口総数		17,399	19,830	21,130	1.32	1.28
第1次産業		2,036 (11.7%)	1,330 (6.7%)	1,360 (6.4%)	△ 4.17	0.45
第2次産業		5,751 (33.1%)	6,330 (31.9%)	6,540 (31.0%)	0.96	0.65
第3次産業		9,593 (55.1%)	12,170 (61.4%)	13,230 (62.6%)	2.41	1.68
就業率		48.5%	53.0%	55.6%	—	—

※総人口は住民基本台帳の値を使用

(単位：人、%)



## 第5章 土地利用の基本方向

土地は本町の産業や町民生活と深く結びついた限りある資源です。私たちが美しく住みよいまちづくりを推進するためには、公共の福祉と自然環境の保全、健康で文化的な生活環境の保持を優先的に、長期的な視点に立って、合理的、計画的な土地利用を推進する必要があります。

本町の将来像の実現を図るため、次のような基本方針のもとに土地利用を推進していきます。

### (1) 土地利用の基本方針

本町は、西を阿武隈高地、東に太平洋、そして北を阿武隈川が弧をえがきながら流れ、その中心部は肥沃な平野が広がっている海浜部には仙台湾海浜県自然環境保全地域が指定され、町北部には史跡三十三間堂官衙遺跡、西部には亶理伊達家御廟所、天然記念物シイの木及び、愛宕山緑地環境保全地域指定など、将来にわたり保全すべき豊かな自然と歴史があふれています。

また、温暖な気候と美しい自然環境が豊かな亶理町の農業をもたらし、それと関連して発展する林業、水産業があります。

恵まれた交通環境などにより住宅団地、商工業用地などの需要が増加し、それに伴い総人口もこれまで増加傾向で推移してきました。これらはJR常磐線の充実、仙台東部道路亶理インターチェンジの開通などの交通環境の向上によるもので、今後も常磐自動車道の南進整備が順調に進むなど交通環境の充実が一層図られようとしており、住宅地や商工業用地などの需要が一層見込まれています。さらに、既存中心市街地東寄りの亶理駅、悠里館の東側地区には、保健・福祉、文化施設など住民が求める行政サービスを集積した公共施設の立地とそれを中心にした新市街地の形成が進められています。

本町の観光交流拠点となる鳥の海周辺については、国民保養センター改築と合わせた周辺整備を進めるとともに、常磐自動車道の休憩施設等の設置による観光交流拠点の充実が図られようとしています。

本町では、これまでも計画的な土地利用を進めてきましたが、これまで以上に秩序ある市街地の形成と居住環境の向上、産業基盤の整備・充実、観光交流拠点の整備、そして何よりも豊かな自然と歴史環境の計画的な保全を目指し、次に示す土地利用の基本方針を定めます。

- ① 恵まれた山・海・川・田園の豊かな自然に配慮し、水と緑に親しむ空間を確保します。
- ② 貴重な歴史資源・景観を大切にします。
- ③ うるおいのある住環境・生活空間を確保します。
- ④ 快適な中心市街地の確保・再生を図ります。
- ⑤ 住民が集う公共・新市街地ゾーンの形成を図ります。
- ⑥ 農林水産業、工業、商業、観光の調和のとれた産業基盤を確立します。
- ⑦ 全网的にネットワーク化された道路・交通体系を確立します。

## (2) ゾーン別土地利用の基本方針

本町の目指す将来像の実現に向けて、基本方針に基づく土地利用を進めるため、町域を7つのゾーンと2つの拠点に区分し、その基本的な土地利用の方向性を示すと、以下の通りになります。

### ①中心市街地ゾーン

亙理駅周辺の既成市街地一帯を「中心市街地ゾーン」と位置づけ、生活及び商業基盤等の整備を推進し、住宅地や中心商業・業務機能の再生・充実を図ります。

### ②公共・新市街地ゾーン

亙理駅及び悠里館その東側の整備地域を「公共・新市街地ゾーン」と位置づけ、生活基盤等の整備や県道及び町道の整備を推進し、行政・教育文化・コミュニティ機能の集積及び新市街地の整備・充実を図ります。

### ③住居系市街地ゾーン

中心市街地の西側を南北に伸びる国道6号沿いの周辺地域及び「公共・新市街地ゾーン」東側に連担する既成市街地一帯、浜吉田駅周辺地区を「住居系市街地ゾーン」と位置づけ、道路体系の再編整備や下水道、身近な公園などの都市的基盤の整備と防災性の向上を図り、良好な住環境の確保・創出に努めるとともに、定住人口の受け皿としての新規住宅地の形成を図ります。

### ④工業・流通系ゾーン

既成の工業団地をはじめ亙理インターチェンジ周辺、高屋地区、田沢地区等を「工業・流通系ゾーン」と位置づけ、周辺交通環境の整備を含めた既存工業団地の充実と新規工業・流通系市街地の形成により一層の産業機能の強化を図ります。

### ⑤農業農村ゾーン

平坦地に開ける優良農地については「農業農村ゾーン」と位置づけ、<sup>2</sup>スプロールなどによる乱開発を防止し、積極的に保全を図るとともに、後継者育成や都市的農業への転換など農業基盤の確立を図ります。

また、農村の集落については、生活道路の整備、排水施設の整備等を進め、農業と共生する良好な居住環境の向上を図ります。

### ⑥山村ゾーン

町西部に広がる山林・樹林地については「山村ゾーン」と位置づけ、里山地区や林業施業に適した地区については環境の保全に留意しつつ適切な農林業施業を促進し、森林資源の有効活用に努めます。

また、山村の集落については、生活道路の整備、排水施設の整備等を進め、山村と共生する良好な居住環境の向上を図ります。

### ⑦水産業ゾーン

既存の荒浜地区の集落周辺を「水産業ゾーン」と位置づけ、生活道路や下水・排水施設、身近な福祉・集会施設等の整備、防災性の向上、水産関連施設の整備を図ります。

### ⑧歴史文化拠点

史跡三十三間堂官衙遺跡、亘理伊達家御廟所や天然記念物の「シイの木」などの文化財や悠里館などを「歴史文化拠点」と位置づけ、歴史に親しむ観光交流拠点ともなるよう適切な基盤整備を図るとともに、周辺地域を含む景観形成に努めます。

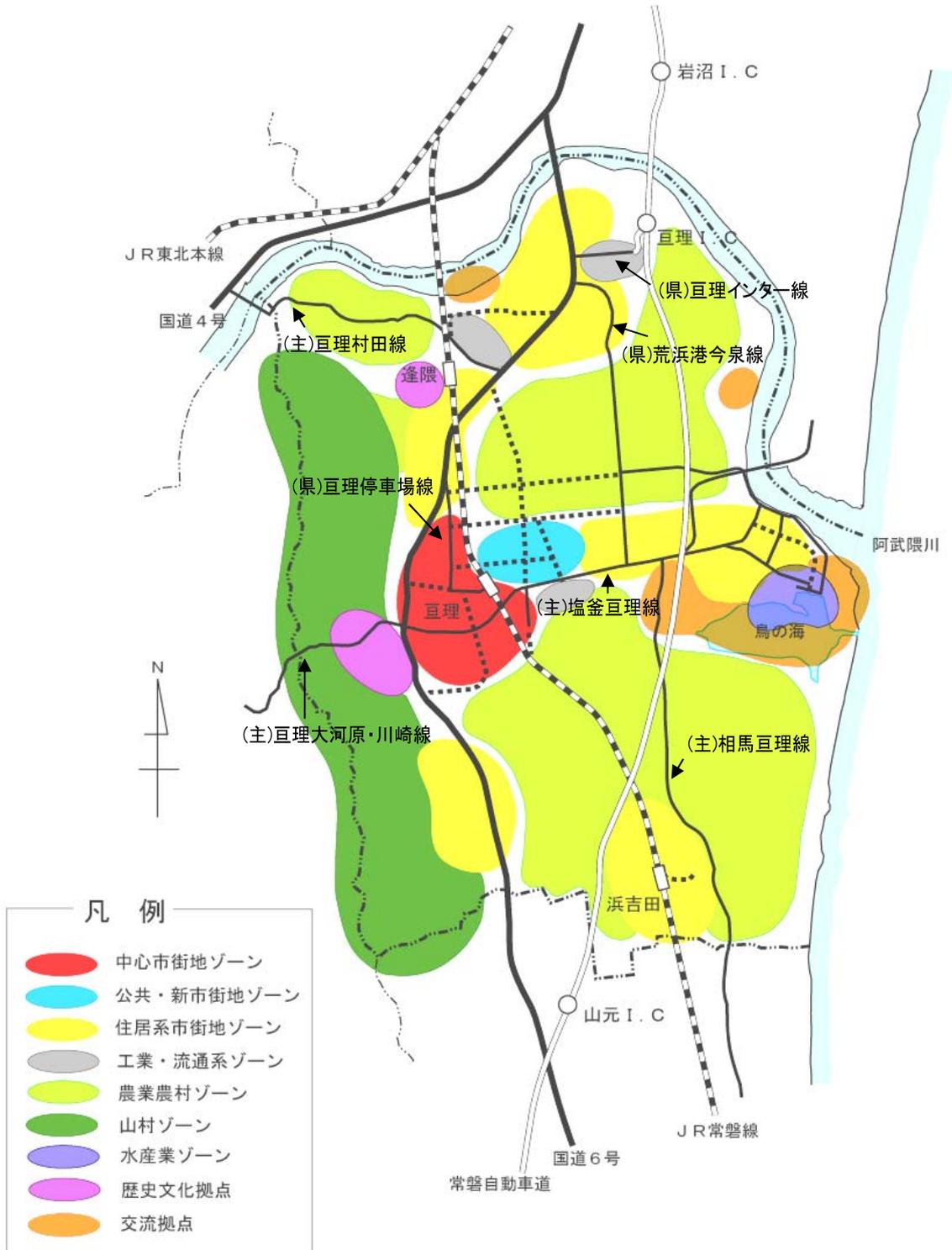
### ⑨交流拠点

国民保養センター改築と合わせた周辺整備を進める鳥の海周辺地域や常磐自動車道に整備される休憩施設、阿武隈川沿いの河川敷スポーツ施設とさけふ化場整備区域をそれぞれ「交流拠点」と位置づけ、それぞれの地域の特色をピーアールする「ふれあい交流基盤」の整備を図ります。

また、これら「交流拠点」や「歴史文化拠点」と他地域から町の玄関口となる常磐自動車道亘理インターチェンジ及び亘理駅などを有効に結節し、交流軸となる道路や遊歩道などの整備に努めます。

<sup>2</sup> 「不規則に広がる」という意味で、都市人口の増加に伴い周辺の農村部に、都市的土地利用が無秩序に拡大していくこと。

### 土地利用構想図



## 第6章 構想推進のために

基本施策に掲げた施策・事業を効果的に実施・展開するために、行政運営、財政運営の方針を以下のとおり設定します。

### (1) 行政運営の改革の推進

町民の行政ニーズの多様化に的確に対応できるよう、定員管理など横断的な行政対応や執行体制の弾力的運用を進めるとともに、地方分権・地域協働の促進に対応した組織・機構の見直しや戦略的<sup>3</sup>アウトソーシングの展開による行政のスリム化など、行政改革の推進に大胆に取り組みます。また、めまぐるしく変化する社会情勢を把握し、新しい取り組みなどを参考にし、吸収していくために、職員の向上心を啓発する研修等を図り人材育成に努めます。さらに、庁内情報システムの拡充による電子自治体化の促進や行政相談・窓口業務態勢の充実等に努めるほか、情報公開による行政手続きの透明化をさらに進め、町民サービスの一層の向上を図ります。

### (2) 財政運営の効率化

財政面では引き続き厳しい局面が続くものとみられますが、限りある財源の計画的、効率的な運営と自主財源の確保、さらには行政サービス事業の民間委託・民間移譲化や適正有償化の推進等を図り、財政基盤の確立を図ります。また、本計画の実現に向けて、事業に的確に対応できる体制づくりに努めるとともに、指定管理者制度導入などの重点施策の事業効果や優先度を考慮した財政運営を図ります。

### (3) 広域行政の推進

高度化、多様化する町民ニーズに対応するためには、町単独だけでなく、一部事務組合など各広域団体との連携が一層必要となってきました。そのため、周辺各市町村との相互協力をより積極的に推進するとともに、国、県などと綿密な連携を保ちながら町民の意志を尊重し、市町村合併などの視点も加味して幅広い広域行政を推進していきます。

---

<sup>3</sup>部外の専門業者に業務を委託すること。

後期基本計画  
(平成23年度～平成27年度)

# 第1章 町民と築く「地域協働のまちづくり」

## 第1節 まちづくり基本条例の活用

### ■ 施策の目的

「亶理町まちづくり基本条例」に基づき、「亶理町協働のまちづくり計画（基本指針・基本計画）」の推進と町民がまちづくりに参加しやすい仕組みや計画掲載事業を実施していきます。

### ■ 現状と課題

今後ますます高度化、多様化する行政ニーズに的確に対応し、地方分権時代にふさわしい個性的で自立したまちづくりを進めていくためには、これまで以上に住民参画、町民と行政の協働のまちづくりが必要不可欠な要件となります。

本町は、平成20年4月に、宮城県で初めてとなる「亶理町まちづくり基本条例」を制定し、町民と行政の協働によるまちづくりを推進する理念を明確に示しました。

行政職員の意識改革とともに、「亶理町まちづくり基本条例」をもとに、政策的にまちづくりに対する町民の参画意識を高められるように、「亶理町協働のまちづくり計画（基本指針・基本計画）」に沿って、協働の体制づくりをはじめ、それぞれの地域ごとに、地域のあり方を考えてもらう自主・自立した体制を整備し、確立していく必要があります。

### ■ 主要施策

#### (1) まちづくり基本条例の活用

まちづくり基本条例により、町民、町議会、行政が協働で協議を進め、協働のまちづくりが町の総意となるよう推進します。

#### (2) 「亶理町協働のまちづくり計画」の着実な実施

まちづくり基本条例の趣旨を尊重し、協働のまちづくりを推進するために「まちづくり推進委員会」で検討を行い、「亶理町協働のまちづくり計画」にある行動計画に沿って各種取り組みを着実に実施していきます。

#### (3) まちづくり協議会の設立と活動推進

協働のまちづくりの具体的な構築を図るため、地域の実情に沿った住民による地域自治を推進する母体として、各種団体を包含した「<sup>4</sup>まちづくり協議会」を設立し、地区計画策定等の活動を推進します。

<sup>4</sup> 協働のまちづくりの構築を図るための地域自治を推進する母体組織

#### (4) 人材育成の推進

地方分権の進展、少子・高齢化、国際化、高度情報化、町民の価値観の多様化など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢が急激に変化している中で、「亘理町人材育成基本方針」のもと、町職員等の積極的な人材育成に努めます。

## 第2節 地域協働のまちづくり体制の確立

### ■ 施策の目的

広報・広聴活動の充実、情報公開の一層の推進、町民のまちづくりに関する様々な学習機会の提供等を通じて、まちづくりの多様な活動分野に町民等が積極的に参画できる地域協働のまちづくり体制を確立します。

### ■ 現状と課題

地域協働のまちづくりを進めるためには、町民と行政が共通認識をもてるよう、行政情報の公開・提供を積極的に行い、多様な住民参画・協働の仕組みづくりを進めていく必要があります。

本町では、これまで町議会、各種審議会・委員会などで町民の参画を促進するとともに、広報紙やホームページ、メール配信サービス、出前講座などによる広報広聴活動の充実を図ってきました。また、情報公開を推進しているほか、多様な分野で各種住民団体やNPO等との協働のまちづくりを進めています。

亘理町が進めてきたこれまでのまちづくりの実践を踏まえ、まちづくり基本条例及び協働のまちづくり計画に即して今後一層あらゆる分野で町民と行政とが一体となつたまちづくりが活発に行われるよう、広報・広聴活動の充実や情報公開の推進をはじめ、町民や民間が積極的に参画・協働することができる環境づくりを総合的に進めていく必要があります。

### ■ 主要施策

#### (1) 広報・広聴活動の充実

- ①「広報わたり」を平成21年5月に一新しましたが、今後も引き続き、わかりやすく、町民に親しみを持って読んでもらえるよう、定期発行情報紙の充実に努めます。
- ②各分野にわたるまちづくりの具体的内容を町勢要覧等にまとめ、町民及び町外への積極的な広報・PRに努めます。
- ③行政情報の提供と情報伝達の迅速化を図るため、ホームページをさらに充実させます。また、防災や行政情報等の必要な情報を迅速に提供するため、メール配信サービスを平成22年4月から運用していますが、今後も内容の充実とより多くの登録者確保に努めます。
- ④これまでの広聴事業を踏まえ、新たな広聴活動の構築に努めます。

## (2) 情報公開の推進

公正で開かれた町政を推進するため、公文書の目録整備など文書管理システムの充実を進めつつ、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、政策決定過程を含めた情報公開を推進します。

## (3) まちづくりに関する多様な分野における町民及び民間の参画・協働の促進

- ①行政計画策定等への参画・協働として審議委員等の一般公募、<sup>5</sup> ワークショップによる地区計画の策定、<sup>6</sup> パブリックコメントの導入などを進め、各種行政計画の策定・実施・点検・見直し、行政評価等への外部評価の導入や住民参画・協働を促進します。
- ②文化行事やイベントの企画・運営等への町民の参画・協働を促進するとともに、指定管理者制度の導入や<sup>7</sup> P F Iの検討など公共施設の整備・管理等への町民及び民間の参画・協働を推進します。
- ③まちづくりや行財政の仕組みなどに関する学習機会の提供による町民の参画・協働への気運の醸成と知識の向上を促進します。
- ④職員が町民の会合等に出向いて行う「出前講座」や「町長さんいらっしやい事業」等、幅広い立場の町民がまちづくりに参加できる環境づくりを推進します。

<sup>5</sup> 会議形式や講座型など従来の形式的な住民参加の手法ではなく、参加者全員が小グループで討議し、一緒に作業をしながら目標に向かって意見を積み上げ、提案をまとめていく手法。

<sup>6</sup> ホームページ等を活用した住民意見の募集とその対応結果の公表。

<sup>7</sup> Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設から維持管理、運営などを民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用して行う方式。

## 第3節 地域活動・コミュニティ活動の充実

### ■ 施策の目的

「まちづくり協議会」を中心に<sup>8</sup>コミュニティ組織の活性化を図り、地区計画の策定や町民からのまちづくり事業の提案を実現する様々な支援制度、人材養成制度を構築し、地域活動・コミュニティ活動を充実します。

### ■ 現状と課題

まちづくりの基本は、コミュニティ単位で行う活動にあります。高齡化の進行と若者や後継者の不足により、集落機能の低下や集落崩壊が心配されています。また、価値観や生活様式の変化、自治組織への未加入世帯の増加などにより、コミュニティ単位での地域の運営が難しくなっています。

地域協働のまちづくりには、最も身近で基本的な共同体であるコミュニティの活性化が欠かせません。自分たちが暮らす地域を明るく住みよいものにするため、そこに住む人々が思いやりの心で共に助け合い、地域・集落の人間関係や自治機能の改善、あるいは再構築を図る必要があります。今後は、協働のまちづくり計画のもとで「まちづくり協議会」を中心にコミュニティ組織・体制の再編整備、地域リーダーの育成、活動拠点施設の整備、自治機能強化に向けた情報の収集や提供、行政と自治組織がパートナーとなって協働できる関係が保てるよう支援する必要があります。

### ■ 主要施策

#### (1) コミュニティ活動体制の再編充実と活動拠点の整備

- ①地域づくりの充実や地区住民の参画の機会を確保し、住民による自治を構築するため、「まちづくり協議会」の設立を図るとともに、地域組織などの再編成を喚起し、地域活動の活性化を促進します。
- ②コミュニティ活動の拠点となるコミュニティ広場、集会施設などの整備充実を図ります。
- ③コミュニティ施設については、指定管理者制度も視野に入れた地域住民による自主管理・運営の促進を図るとともに、各種団体がいつでも活動や利用が出来る環境整備に努めます。
- ④行政区の見直しについては、社会環境の変化や少子高齡化等に対応するため、地区住民の意志を確認しながら検討を行います。

<sup>8</sup> 地域社会。地域性と共同意識とによって成立する社会。

## (2) コミュニティ活動の支援の充実

- ①「まちづくり協議会」のもとで地区住民が自主的・主体的に地区計画を策定し、活動を展開する地域事業に対して総合的に支援する「(仮称)地域づくり総合交付金」の確立について検討し、地域活動の活性化を促します。
- ②町民より事業の企画や改善のアイデアを提案して行政と協働して実施する「まちづくり企画提案制度」「まちづくり団体活動支援事業」を継続して実施します。
- ③各地域で行われている文化・スポーツ・レクリエーション活動、花いっぱい運動、清掃活動等の社会奉仕活動を積極的に支援し、活動の活発化を促すとともに、それぞれの地域の特性を生かした新たなコミュニティ活動、地域ボランティア活動を支援します。
- ④コミュニティ活動の一環として、防災活動についても積極的に支援します。

## (3) コミュニティリーダーの育成

協働のまちづくりに向けた「<sup>9</sup> コーディネーター・<sup>10</sup> ファシリテーター」等の人材養成研修会を開催するほか、人材育成のための情報提供、県等が行う各種講座への参加支援など学習機会の拡充、人的支援の強化などを通じ、コミュニティリーダーの育成に努めます。

<sup>9</sup> いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる係。また、そういう職業（人）。

<sup>10</sup> 会議やミーティング、住民参加型のまちづくり会議やシンポジウム、ワークショップなどにおいて、議論に対して中立な立場を保ちながら話し合いに介入し、議論をスムーズに調整しながら合意形成や相互理解に向けて深い議論がなされるよう調整する役割を負った人。

## 第4節 ボランティア活動・NPO活動の充実

### ■ 施策の目的

町民主体のまちづくりの基盤としてのボランティア活動・<sup>11</sup>NPO（特定非営利活動団体）活動を活性化するため、情報提供や相談機能の充実、活動の場の確保、拠点づくり、リーダーの養成等に努めます。

### ■ 現状と課題

本町では、様々な分野において町民のボランティア活動が展開されていますが、労働時間の短縮や心の豊かさを求める町民ニーズの高まりなどから町民のボランティア活動・NPO活動に対する関心は今後とも一層高まっていくことが期待されます。

一方、行政だけでは対応しきれない多様なニーズが増加することも予想されることから、福祉分野やまちおこしイベントへのボランティア活動にとどまらず防災や環境、生涯学習等の多様な分野でのボランティア活動・NPO活動の意識が重要視されています。

ボランティア活動・NPO活動は、まさに町民主体のまちづくりの基盤であり、最も重要な行政課題の一つとして、推進体制の確立、活動の活性化に努めていく必要があります。

### ■ 主要施策

#### （1）住民意識の醸成

関係機関と連携して、ボランティア活動やNPOに関する相談、情報提供を充実するとともに、これらの活動に対する社会の理解と協力を深めるため、広報・啓発活動の推進や講座・教室等の開催、団体・個人の顕彰などに努めます。

#### （2）住民活動促進に向けた総合的な条件整備

<sup>12</sup>「新しい公共」の担い手として、ボランティアやそのリーダー、コーディネーターの養成・確保を図り、さらには、地域住民の町政参画を推進するために社会福祉協議会や関係機関と連携した各種事業を行います。また、災害時の支援活動をはじめ、各種の活動が円滑に展開できるよう、住民活動の窓口の一元化を図り、ボランティア相互のネットワークの強化を促進します。

<sup>11</sup> 営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。

<sup>12</sup> 町をはじめ町民や事業者、NPO、町内会など地域の多様な主体が協働して、公と民の中間的な領域を担うこと。

### (3) 住民活動の場の確保

ボランティアやNPOの活動・交流の拠点の確保に努めます。また、幅広い分野の活動のネットワークづくりや広域的な活動を総合的に支援するセンター機能の確立に努めます。

## 第5節 人権尊重・男女共同参画社会の推進

### ■ 施策の目的

人権教育の推進、人権意識の啓発・相談活動の推進を図るとともに、「男女共同参画基本計画」に沿って具体的な男女共同参画社会づくりへの啓発と事業実施に努めます。

### ■ 現状と課題

本町ではこれまでに、平和で差別のない人権尊重の社会を築くため、人権擁護に関する講演会や研修会を開催し、社会啓発を推進してきました。同時に、幼児教育・学校教育を通して、一人ひとりを大切にする児童生徒の育成に取り組んでいるところです。人権教育は生涯学習の視点に立って、学校教育・社会教育及び家庭教育相互の連携を図りながら、長期的展望に立って取り組みを進めていかなければなりません。

また、近年における女性を取り巻く社会環境の変化を背景として、女性の職場や地域活動など社会のあらゆる分野への参加が一層活発化しており、町民生活の向上や経済社会の発展に対する女性の役割が重要視されています。

しかし、今日、男女平等がうたわれているにもかかわらず、今もなお女性の能力・適性への偏見や固定的な役割分担意識に基づく社会的慣習・行動様式が残っています。加えて、女性の社会参画の増大に対応する社会的条件整備も立ち後れており制度上のみならず、実際において社会へ参画するための環境整備が必要となっています。男女が社会の対等な構成員として家庭・地域・学校・職場などにおいて積極的に参画し、それぞれの個性と能力が発揮され生き生きと暮らせる社会の実現を目指すことが重要です。

### ■ 主要施策

#### (1) 人権教育の推進

- ①子どもたちが健やかに育まれる環境づくりを家庭・地域において推進していくとともに、学校においても人権尊重の理念について理解を促し、一人ひとりを大切にする教育を計画的に推進します。
- ②人権が尊重される社会を目指した人権教育・実践活動を学校教育と社会教育が連携を密にして、総合的に推進します。

#### (2) 人権意識の啓発・相談活動の推進

- ①「法の日」週間や人権週間など、時期を捉えた広報や啓発活動の推進に努めます。
- ②人権擁護活動の推進のため、関係機関や人権擁護委員、民生委員・児童委員等と連携しながら、指導者の養成や人権相談などの充実に努めます。

### (3) 男女共同参画社会の推進

- ①地域社会における男女共同参画社会の形成に向けて、「亘理町男女共同参画基本計画」に基づく取り組みを積極的に行います。また、審議会などでの女性の登用を拡充し、まちづくりの分野における男女共同参画を推進します。

## 第2章 安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」

### 第1節 防災対策、消防・救急対策の充実

#### ■ 施策の目的

地域防災計画並びに国民保護計画の指針に沿って、大規模災害に備えた地域防災体制の整備充実を進めるとともに、自主防災組織の確立と防災訓練等による町民の意識啓発を図るほか、消防・救急体制の整備充実や治山・治水・津波対策等災害に備えたまちづくりを総合的に推進します。

#### ■ 現状と課題

近年、全国的に地震や豪雨による災害の発生が続いていることから、町民生活の安全を確保するため、大規模災害に備えた体制の見直しが緊急の課題となっています。

特に本町においては、大きな確率で発生することが予測されている宮城県沖地震に対する防災対策が緊急課題となっているほか、暴風や豪雨、洪水、高潮等の異常な自然現象、大規模な火災や事故等の災害、さらには武力攻撃等の緊急事態に備えた、より充実した体制の確立が求められています。

消防については、広域的に取り組んでいる常備消防のほか、非常備消防としての消防団や消防水利の整備等を図っています。

今後は、地域防災計画や国民保護計画の指針に沿って、地域防災体制の整備充実、時代に即した消防団の活性化対策の推進をはじめ、常備消防における消防施設・設備の計画的な整備や救急業務の一層の充実、町民の防火・防災意識の高揚などが求められています。

さらに、今後の高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし老人や寝たきり老人など災害時要援護者の増加が見込まれ、非常時の迅速な情報、救助のあり方について、福祉行政など関係部門との連携のもとに検討を進めていくことが必要となっています。

#### ■ 主要施策

##### (1) 地域防災計画等の指針の活用

- ①地域防災計画、初動マニュアルに基づく各課の行動計画について、防災訓練等を通じて、職員一人ひとりが自分たちの役割を認識するとともに、町民への周知や教育訓練を進め、災害対応力の向上を図ります。
- ②武力攻撃等の緊急事態に対応するため、国民保護計画に基づく施策を計画的に推進します。

## (2) 防災体制の整備充実

- ① 県の総合防災情報システムや震度情報ネットワークシステム等の活用と町防災行政無線設備の増設・更新及びデジタル化を図り、町民や観光客などに対する防災情報伝達システムの充実を図ります。
- ② 災害の発生時またはその発生が予想される場合の避難の際に、より円滑かつ安全に避難できるよう、避難場所及び避難経路の確保と周知徹底を図ります。特に、避難誘導標識について、主要道路に設置するよう今後も場所の選定、補助事業等を活用しながら整備に努めます。
- ③ 大規模災害に備え、備蓄倉庫などの防災施設の整備・確保を図るとともに、食料品や飲料水をはじめ、各種資機材の備蓄を進めます。また、大規模災害により水道水が使えなくなった場合は、生水では飲料水として適さない井戸水でも、生活用水として活用することを想定し、水質検査を実施し災害時に備えます。
- ④ 「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉に、町内全地域での自主防災組織の結成並びに自主防災会連絡協議会の育成・強化に取り組みます。また、消防本部と連携のうえ、自主防災意識の高揚を図りながら、自主防災組織での防災マップの作成、自主防災訓練実施について支援します。さらに、災害時要援護者支援計画についても自主活動ができるよう支援していきます。
- ⑤ 災害発生に備えての対応、被害の拡大防止のために、関係機関（防災機関、警察、福祉・医療機関等）や県内外の自治体、民間企業との連携強化を図ります。

## (3) 治山・治水・津波・浸水対策の促進

- ① 関係機関と連携し、水害危険区域における河川改修の促進、地すべり防護体制や予防型の治山体制の充実、高潮対策や海岸保全施設の整備など、治山・治水・津波対策を促進します。また、津波対策の一環として漁船など船舶の保護については、関係機関と協議し、安全管理に努めます。
- ② 雨水・浸水防止対策として、公共下水道事業（雨水）の推進、既存水路や調整池の整備、荒浜地区排水対策の充実等を図ります。

## (4) 消防体制の整備充実

- ① 各消防団間の交流活動や合同訓練により、団員相互の交流を深め、魅力ある消防団づくりを進めるとともに、団の活性化を図るため若年層の団員確保に努めます。
- ② 消防力の強化と無水利地域解消のため、防災貯水槽及び消火栓の整備を推進します。また、大規模災害により消防水利の確保が困難になった場合は、河川、井戸水等の自然水利の活用について検討します。
- ③ 消防団の装備の充実を図るため、更新の時期を迎える車輛について、使用頻度を加味しながら更新します。

- ④常備消防については、広域的連携を図って計画的に施設・設備の整備充実、高度化の推進を図ります。

#### (5) 救急・救命体制の設備充実

- ①広域消防本部との連携を図り、火災、交通事故、急病等の救急需要に迅速かつ的確に対応できる体制の確立に努めます。
- ②救急隊が到着するまでの対応として、<sup>13</sup>AED使用を含めた応急手当技術の普及に努めます。
- ③高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者世帯あるいは寝たきりの高齢者、障害者など災害時要援護者の増加に対し、自主防災組織など関係機関と連携を強化し、災害時の支援体制の確立及び充実を図ります。

<sup>13</sup>AED（自動体外式除細動器）とは、心臓の心室が小刻みに震え、全身に血液を送ることができなくなる心室細動等の致死性の不整脈の状態を、心臓に電気ショックを与えることにより、正常な状態に戻す機械。

## 第2節 交通安全・防犯・消費者対策の充実

### ■ 施策の目的

交通安全教育の徹底や飲酒運転根絶等交通安全意識の高揚に努めるなど、交通安全対策を積極的に推進するとともに、防犯協会や警察署と連携した防犯対策を行います。また、賢い消費者意識の啓発を図りながら消費者被害防止、消費者保護に努めます。

### ■ 現状と課題

本町では、住民生活の自動車への依存度は極めて高く、日常生活圏の広域化、交流の活発化といった傾向が進むなか、今後とも、交通量の増大が見込まれることから、交通安全意識の高揚に努めるなど、交通安全対策を積極的に推進する必要があります。

また、町内の道路の一部については、幅員が狭小で、見通しの悪い区間が多くあり、車両通行の円滑化とともに、歩行者や自転車などの安全確保のため、道路整備とあわせた交通安全施設の整備を進めていく必要があります。

一方、社会・経済情勢の変化や都市化の進展を背景に、全国的に犯罪が広域化、凶悪化、低年齢化するなかで、犯罪や暴力のない安全・安心な社会づくりが強く求められています。

このため、関係機関・団体との連携のもと、町民一人ひとりの暴力排除・防犯意識の高揚やコミュニティにおける連帯意識の強化に努めるとともに、地域ぐるみの暴力追放活動や防犯・地域安全活動を促進していく必要があります。

さらに、社会・経済の成熟化、国際化、高度情報化など時代の変化のなかで、多種・多様な商品やサービスの出現、販売形態の複雑・多様化が進み、訪問や電話での悪質な勧誘や詐欺、インターネットや携帯電話による有料サイトの架空請求など、いわゆる悪徳商法による被害が急増し、また被害の高額化が進んでいます。

これらの被害やトラブルを未然に防止するためには、消費者教育・啓発、迅速な情報提供が必要であり、今後とも、関係機関との連携のもと、自立する消費者の育成を進めていく必要があります。

### ■ 主要施策

#### (1) 交通安全教育の充実

- ①幼稚園、保育所、学校、企業、老人クラブを対象に、交通安全教室・講習会等を開催するとともに、街頭啓発活動を実施し、交通安全教育の徹底や飲酒運転根絶の浸透・普及に努めます。

- ②平成 20 年 8 月に新たに結成された「亘理町交通安全母の会」の活動強化を支援します。
- ③高齢者による交通事故増加対策として、高齢者横断事故防止モデル地区の設置や高齢者運転講習会、老人クラブ会員に対する交通安全教室を開催するなど、警察と連携しながら啓発普及に努めます。

## (2) 交通安全施設・除雪対策の整備充実

交通安全確保を図るため、町内全域の道路を対象に交通安全施設（防護柵、道路反射鏡等）の整備を促進するとともに、交通危険箇所の改良に取り組みます。

また、冬期間における除雪対策の充実強化に努めます。

## (3) 防犯対策の推進

自主防犯の意識の高揚を図るとともに、防犯協会や警察との一層の連携、防犯実働隊による夜間パトロールの実施など防犯活動の強化を行います。

また、より効果的な防犯灯設置が進められるよう、防犯灯の新增設・修理と維持・管理にかかる補助制度の継続を図ります。

## (4) 消費者教育・啓発の推進

関係機関との連携のもと、広報紙やパンフレット等の活用、消費者教室の開催を通じて消費者教育・啓発、消費生活情報の提供を進め、消費者意識の高揚と知識の向上を促進します。

## 第3節 環境保全、景観形成、公園・緑地の整備

### ■ 施策の目的

自然環境を保全し、かつ地域ぐるみで循環型社会形成に取り組むための指針となる「環境基本条例」及び「環境基本計画」に基づいて、自然環境保全地域、緑地環境保全地域の充実と拡大、環境保全活動等の充実、資源循環型社会づくりの推進などに積極的に取り組むとともに、伊達なわたりのふるさと景観づくり、環境美化運動の促進等を推進します。

### ■ 現状と課題

近年、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題が一層深刻化しているほか、ダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質による新たな環境問題が発生しており、人体への影響や生物の発育障害等が懸念されています。

一方、貴重な自然とともに、都市周辺地域の開発が進むなかで減少している身近な緑地や水辺環境については、自然とのふれあいへのニーズの高まりや多様な生物の生息・生育空間としての重要性から、その保全が課題となっています。

このため、町民一人ひとりがふるさと景観や自然環境の保全意識を深めていくとともに、環境に配慮した生活様式を積極的に取り入れるなど環境への負荷の少ない資源循環型社会へ転換を進めていく必要があります。

公園・緑地はさまざまな機能を持つ施設です。町民の交流や憩いの場として普段は機能していますが、災害発生時は一時避難場所として機能し、公園の緑は大気の清浄化や遮熱を行い環境面においても有効に機能しています。

本町には現在、互理公園をはじめ、鳥の海公園、桜つつみ公園、さらには街区公園など多様に整備されていますが、都市公園増設にかかる町民のニーズも高く、今後は、少子高齢化の一層の進行等による利用者の変化も踏まえて、利用者の要望に即した特色のある公園整備に力を入れる必要があります。

### ■ 主要施策

#### (1) 環境基本計画等の指針の活用

自然環境を保全し、かつ地域ぐるみで循環型社会形成に取り組むための指針となる「環境基本条例」及び「環境基本計画」の内容を広く周知するとともに、計画に盛り込まれた環境施策について、関係機関や住民・企業等の協力のもとその推進体制を整備し、計画の実行を図ります。

## (2) 自然環境保全地域、緑地環境保全地域の充実と拡大

- ①環境保全地域指定地(仙台湾海浜県自然環境保全地域、愛宕山緑地環境保全地域)の保全・保護の充実に努めます。
- ②鳥の海をはじめとする町内の豊かな自然環境における生態系の保全に努めるとともに、<sup>14</sup> コアジサシ、<sup>15</sup> ヒメキンポウゲ、<sup>16</sup> シバナなどの希少動植物の保護に努めます。
- ③三門山、大森山、四方山などの良好な自然環境の保護・保全に努めるとともに、保全地域の指定拡大について検討します。

## (3) 環境保全活動等の充実

- ①学校教育、生涯学習活動において環境保全についての理解を深める環境教育・学習機会の拡充を図ります。
- ②広く町民を対象とした環境フェアや阿武隈川関連のイベントなど自然と親しむ機会を提供し、自然保護意識の高揚と活動意識の育成を図ります。
- ③一般町民やボランティア団体の環境保全活動を支援し、合わせて全町的環境保全活動に向けて活動組織のネットワーク化を推進します。

## (4) 環境監視体制の強化と公害防止対策の推進

- ①水の出入りが少ない閉塞水域である鳥の海湾内の水質改善を進めるため、各種事業(汚泥対策等)を通じて湾内に流入する水質の向上に努めます。
- ②河川・水路の水質調査を今後とも継続するとともに、大気汚染、悪臭、騒音などの環境・公害問題についても県等関係機関や各地域との連携のもと、総合的な環境監視体制の確立に努めます。
- ③工場、事業所に対し、公害を未然に防止し地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため、公害防止協定の締結や事業所との意見交換会の開催を促進し、監視体制の強化を図るなど、適切な指導を行います。

## (5) 資源循環型社会づくりの推進

- ①各家庭等で環境にやさしいエコ製品の優先的購入・使用・節電・節水など、環境に配慮した生活様式への転換を進めるための啓発活動を推進します。

<sup>14</sup>鳥綱チドリ目カモメ科の鳥。全長25センチメートルほどの小形のアジサシで、世界の温帯域に広く分布し、内湾や湖沼、河川に生息し、砂礫(されき)地で営巣する。静かな水面の上を飛び、空中から垂直に水に突入し、小魚をとらえて食べる。

<sup>15</sup>塩性湿地に生え、地上をほう長い匍枝を出して増える小型で無毛の多年草。高さは5-12cmほど。葉身は卵状楕円形~卵円形で長さ1-3cm。花茎の先に直径6mmほどの黄色の5弁花を1-3個つける。

<sup>16</sup>シバナは塩性の湿地に生える多年草。日本の北海道から九州に分布。塩湿地の開発により各地で生育数が減少し、絶滅が心配されている。葉は細長くて長さ約30cm、質感は柔らかく、色はやや濃い緑色で断面は半円形。夏から秋ごろに花茎を伸ばして、穂状に多数の花をつける。

- ②町内のスーパーなどにおけるレジ袋の使用削減やマイバッグ持参など環境にやさしい活動に取り組む小売店等の拡大を図り、<sup>17</sup>3Rの啓発活動と合わせて、地域ぐるみの環境対策を推進します。
- ③二酸化炭素の排出量を抑えるなど、環境へ与える負荷の軽減を図るため、太陽光発電システムの普及を促進するとともに、町の施設についても太陽光発電システムの積極的な導入等を進めるほか、その他の新エネルギーの利活用について検討します。
- ④町施設（事務事業）からの温室効果ガスの排出抑制計画に沿って二酸化炭素等の排出抑制に取り組みます。

#### （6）伊達なわたりのふるさと景観づくり、環境美化運動の促進

- ①公共施設や道路整備にあたっては、周辺と調和のとれたデザイン等を検討し、地域景観の形成に寄与するよう努めます。
- ②本町全域に広がる田園など、郷土景観を形成する自然環境整備を図るため、緑地の保全・保護に努めます。
- ③日本最大級といわれる鳴り砂(わたり吉田浜海岸)については、関係機関や地域住民と連携し、保全に努めます。

#### （7）公園・広場の整備充実

- ①鳥の海公園を本町のふれあい交流拠点と位置づけ、町外からの交流客誘致も見据えた公園施設の整備拡充を図り、さらには公園施設を活用したイベントの充実に努めるなど、交流の拡充・創出に努めます。
- ②逢隈公園など身近な街区公園の整備を進めるとともに、適正な配置計画を策定し、整備を図ります。
- ③阿武隈川の河川敷を活用した親水公園や川の駅、歴史遺産を活かした史跡公園などの特色ある公園・広場の整備を計画的に推進します。
- ④公園・広場については、施設の長寿命化計画を策定し、施設の改修等の整備を行うとともに、管理運営については、地域団体等への委託等住民参加による維持管理を計画的に推進するなど、体制の充実を図ります。

<sup>17</sup> Reduce リデュース（発生抑制）・Reuse リユース（再使用）・Recycle リサイクル（再生使用）の3つの頭文字。

## 第4節 上・下水道の整備

### ■ 施策の目的

上水道整備事業の着実な推進とともに、災害に強いライフラインとしての水道施設の構築に努めます。また、効率的な公共下水道事業を推進し、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図ります。

### ■ 現状と課題

水道は、健康で快適な住民生活に一日も欠かすことのできない極めて重要な社会基盤です。本町では、これまで第4次にわたる上水道整備事業計画に基づき、計画的に良質で安全な水の安定供給や老朽管の更新、未普及地域の解消等に向けた拡張事業や施設整備に取り組んできました。

近年、上水道需要は伸び悩みの状態が続いており、事業計画の見直しが必要になっていますが、一方で宮城県沖地震などに備えた災害に強いライフラインとしての水道施設の構築が一層強く求められています。

下水道（污水）処理は、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るという重要な役割があります。本町では、これまで公共下水道事業、合併処理浄化槽事業の2つの手法で整備を進めておりますが、人口減少や高齢化の進行により下水道（污水）処理を取り巻く情勢は著しく変化しております。そこで効率的な事業実施を行えるよう全体計画を見直し、計画区域の変更等を行ってまいりました。今後は未整備区域の早期完成に向けて整備を促進していきます。

### ■ 主要施策

#### （1）上水道整備事業等の推進

- ①緊急時に備え、各配水ブロック（大森山、愛宕、サニータウン）を連結する管路の耐震化及び主要配水管相互の連結を図ります。
- ②老朽管の更新事業を計画的に進め、安定した水の供給を図ります。
- ③宮城県仙南仙塩広域水道水供給関連事業の推進を図ります。

#### （2）緊急時・災害時の飲料水確保対策の推進

緊急時・災害時等の水不足に対して、住民に可能な限り不信・不安・不便をかけないよう、田沢浄水場の活用や関係機関・近隣市町との協力・応援体制づくりを行い、ライフラインの確保に努めます。

### (3) 健全な水道事業体制の確立

施設の更新や災害対策の充実といった課題に対応していくため、より効率的な事業運営を行い、コストの縮減に努めるとともに<sup>18</sup> アセットマネジメントの考え方に基づく計画的な施設の更新、修繕や今後の維持管理等に対応できる料金体制の見直しを検討しながら、運営基盤の強化を図ります。

### (4) 公共下水道整備事業の推進

見直しを行った公共下水道整備計画区域について、計画的に事業推進を図ります。

### (5) 公共下水道（雨水）浸水対策の推進

近年の土地利用の変化により、鹿島、倉庭、神宮寺地区などを対象に浸水対策を進め、浸水地区の解消を図ります。

### (6) 浄化槽設置整備事業の推進

- ①公共下水道事業の対象地域以外の地域についての設置補助事業により整備促進を図ります。
- ②合併処理浄化槽維持管理費補助及び単独処理浄化槽撤去費補助等の補助制度を採用し、水質改善に努めます。

<sup>18</sup>不動産などの資産について、最適な時期、規模による投資を行うことによりその価値を高め、利益の最大化を図ることを目的とするライフサイクルコストを考慮した効率的な資産管理方法のひとつ。

## 第5節

# 公衆衛生とリサイクル対策の充実

### ■ 施策の目的

広域的なごみ処理方式等を確立するなかで、ごみの分別・リサイクル活動の一層の推進等を実施します。し尿処理については、今後とも施設の維持管理を適正に行うほか、葬祭施設等の整備充実等に努めます。

### ■ 現状と課題

本町のごみ処理、し尿処理については、名取市、岩沼市、亶理町、山元町の2市2町で構成される亶理名取共立衛生処理組合による広域事業で対応しています。

このうち、ごみ処理については、名取クリーンセンターと亶理清掃センターの2施設で対応していますが、処理能力以上の稼働が続いているため、2施設を統合する新しい処理センターの建設が急務となっています。

また、ゴミリサイクル関連法（循環型社会形成推進基本法）の施行により、環境保全にとどまらず産業や経済、町民生活など社会全体の構造改革を促すことが期待されています。このため、リサイクル奨励金や生ごみ処理容器購入補助事業等を実施していますが、今後一層町民のリサイクル活動等への支援の充実を図って、ごみの減量化や分別回収による資源の再利用化を推進し、循環型社会の構築を図っていく必要があります。

し尿処理については、今後とも施設の維持管理を適正に行う必要があります。

葬祭場施設については、亶理地区行政事務組合による広域事業で対応していますが、施設の老朽化に伴い、整備が必要となっています。

### ■ 主要施策

#### （1）ごみ処理施設の整備

ごみの排出量の変動やダイオキシン排出基準等に対応した適正処理が進められるよう、亶理名取共立衛生処理組合の広域事業として、2つの現状施設（亶理清掃センター、名取クリーンセンター）の統合による新しいごみ焼却施設の整備について、関係市町と連携を図り早期完成に努めます。

#### （2）一般廃棄物処理基本計画の策定と住民意識の高揚

- ①資源循環型社会に対応した一般廃棄物処理基本計画は、二市二町（亶理名取共立衛生処理組合）の広域事業として計画の中の新ごみ処理施設の収集方式と整合を図りながら、策定します。
- ②学校・家庭・職場・地域などで環境教育を推進し、町民・企業・行政が一体とな

った<sup>19</sup>3R運動の確立について検討するなど、町民の意識の高揚を図ります。

### (3) ごみの分別収集の徹底とリサイクル事業の推進

①ごみの分別について今後とも町民への周知と啓発に努めるとともに、すべてのごみ集積所を明るく清潔なごみステーションとして整備するよう補助し、分別収集の徹底を図ります。

②リサイクル情報バンクの活用、促進を図るとともに、町内の各種団体が行う再生資源の集団回収事業に対し、リサイクル奨励金を交付するなど、町民主導のリサイクル活動の支援を図ります。また、一般家庭から排出される生ごみを処理（堆肥化）する容器等の購入者を対象に補助金を交付し、生ごみの減量化、再資源化の促進を図ります。

さらに、町内各事業所、店舗等に対して、事業系ごみの減量化、リサイクル化の徹底を働きかけます。

### (4) し尿処理の充実

①し尿汲み取りについては、適切な収集・処理を行います。

②亘理名取共立衛生処理組合の施設の維持管理を適正に行い、生活環境及び公衆衛生の向上を図ります。

### (5) 葬祭施設等の整備充実

①亘理地区行政事務組合で管理運営する葬祭施設について計画的に整備を図ります。

②ペット専用の葬祭施設の設置について検討し、環境整備を図ります。

### (6) 防疫体制の整備

周辺市町や医師会、保健所等と連携して、防疫体制の整備充実を図ります。

---

<sup>19</sup> Reduce リデュース（発生抑制）・Reuse リユース（再使用）・Recycle リサイクル（再生使用）を推進する運動。

## 第6節 調和のとれた土地利用の推進

### ■ 施策の目的

自然環境の保全、活力ある産業の振興、町民福祉の増進等さまざまな側面を考慮し、町土の調和ある発展をはかるために、時代の要請や町民ニーズに即した本町の土地利用を総合的かつ計画的に進めます。

### ■ 現状と課題

本町における土地利用上の現状と課題は、次のようにまとめられます。

- ・温暖な気候と交通至便な立地にあり、山、川、海、田園など多彩な地域資源を有する。
- ・農業、工業主導型の産業構造にあり、近年、人口は仙台市のベッドタウンとして増加傾向にあるが、小規模な住宅開発等が用途地域を中心として進行しつつある。
- ・通勤や商業等については、他都市への依存傾向を強めつつある。
- ・鳥の海公園周辺については、観光レクリエーション拠点としての整備構想が策定されており、その積極的な整備の推進が期待されている。

また、本町では無秩序な開発等の防止を図るため、都市計画区域や農業振興地域、自然環境保全地域等を効果的に設定し、必要に応じて見直し等を行ない、関連法規等に基づき適切な指導、規制、監視に努めています。

今後、広域交通体系の整備進展等に対応した新市街地の形成や既成市街地の再生整備、産業交流ゾーンの整備充実を進める一方で、自然環境保全地域の拡大等、基本構想に掲げた「土地利用の基本方向」及び都市計画マスタープラン等を踏まえて、長期的かつ総合的な土地利用に取り組む必要があります。

### ■ 主要施策

#### (1) 町土のランドデザインに関わる指針の周知とその活用

計画の見直しを行った「農業振興地域整備計画」及び「都市計画マスタープラン」について町民に周知しながら、時代の要請や町民ニーズに即した本町の土地利用を総合的かつ計画的に進めます。

## (2) 調和のとれた土地利用の推進

- ①山、川、海等の豊かな自然環境については、自然環境保全地域の拡大等による適正な規制と積極的な維持管理事業により保全に努め、次世代に継承していきます。
- ②市街地・住宅地については、無秩序な開発を抑制しつつ、都市計画道路等の都市基盤整備を進めるとともに有効利用を促進し、町内各地域と連絡する道路交通軸の形成を図りながら、人口の増加に向けて良好な市街地・商業環境や住環境整備等を促進します。  
また、仙台東部道路亘理<sup>20</sup>IC周辺整備とあわせて工業・流通ゾーンの整備を推進することや、公共ゾーンの整備と周辺整備による新市街地の形成確保を図るなど、魅力的なゾーン整備を推進します。  
特に、工業・流通関連用地については、整備を推進し、優良企業の誘致に努めます。
- ③農業・農村地域については、積極的に保全を図るとともに、今後も継続的に農業振興基盤の整備や生活環境の整備を総合的に推進します。
- ④山村・森林地域や海岸・漁村地域については、環境の保全に留意しつつ、適地に農林漁業施業基盤の整備や自然体験型レクリエーション基盤の整備等を計画的に推進します。

## (3) 土地取引の適正化の推進

- ①町土の適正な利用を促進するため、開発指導要綱による適正な指導・規制・監視に努めます。
- ②土地取引届出制度等に基づき、土地取引に係る事前指導を徹底するなど、地価の安定化、適正化に努めます。

---

<sup>20</sup>複数の道路が交差する、又は近接する箇所において、その道路の相互を連結するランプを設けて、これらの道路を立体的に接続する構造の施設。

## 第7節 市街地・公共ゾーンの整備

### ■ 施策の目的

都市計画マスタープランに沿って、魅力的な市街地整備として、駅周辺整備、公園関連施設、土地区画整理事業、都市計画道路等の事業を進めるとともに、公共ゾーンの整備については、全町をサービスエリアとする拠点的な公共施設の整備を図ります。

### ■ 現状と課題

中心市街地は、本来、地域住民に対して各種の都市的なサービスを提供する場であると同時に、住民が集い、交流する場として機能することも求められています。加えて、近年ではゆとりとうるおいある緑地空間や遊空間等の創出、環境・景観との共生、バリアフリー化、防災機能の向上も強く求められています。

本町の中心市街地では、駐車場・公園が不足し、排水処理が不十分であることにより、市街地内部の交通混雑、防災上の問題、生活環境の悪化、商業活動の停滞などを招いています。

街を活性化し、若者の定住を促すためには、既成市街地のみならず新市街地の形成等とあわせ、総合的な土地利用に基づき、公園・緑地の整備など「潤い空間」の整備や美しい街並みづくり、あるいは利便性の高い魅力ある中心商業核づくり、災害に強いまちづくりを図って、仙台都市圏南部地域の拠点のまちとしてふさわしい中心市街地の形成に努める必要があります。

この視点から、本町にはすでに、亘理駅東に位置する公共ゾーン整備計画を検討していく必要があります。

### ■ 主要施策

#### (1) 都市計画マスタープランの周知と活用

新たに策定された都市計画マスタープランの内容等を広く周知するとともに、仙台都市圏南部地域の拠点のまちとしてふさわしい中心市街地の形成や魅力的な都市空間の形成に活用していきます。

## (2) 市街地整備事業の推進

- ①都市計画道路関係については以下の路線を重点に整備を推進します。
  - ・亘理地区2路線（南町鹿島線・駅前大通線）
  - ・逢隈地区1路線（田沢牛袋線）
  - ・荒浜地区1路線（荒浜大通線）
- ②緑と駅文化のプロムナード構想関連の駅周辺整備については東日本旅客鉄道株式会社や県と協議のうえ、以下のとおり事業推進を図ります。
  - ・亘理駅周辺……………駅舎改築整備など。
  - ・浜吉田駅周辺……東口広場周辺整備、駅西アクセス道路整備、連絡橋整備、駅東駐輪場整備など。
  - ・逢隈駅周辺……………西口広場整備、連絡橋整備、駅西駐輪駐車場整備など。
- ③花と緑のシンボルパーク構想等の公園関連施設については、県などの関係機関と協議のうえ、以下のとおり整備を図ります。
  - ・鳥の海公園整備事業については、わたり温泉鳥の海施設等も勘案しながら推進を図ります。
  - ・逢隈公園については、地域住民等と協議のうえ、整備を図ります。
- ④土地区画整理事業（田沢地区、下郡南地区、荒浜地区等）については、関係地権者等と協議し、推進していきます。
- ⑤市街地整備にあたっては、民間投資誘発の工夫を図り魅力ある商業地の形成や宅地開発に努めるとともに、都市計画道路の整備と良好な都市景観の形成、さらには、農用地空洞化防止対策の推進、防災基盤の整備充実、安全な歩行空間の確保を図ります。

## (3) 公共ゾーンの整備推進

- ①亘理駅東に用地を取得した、全町をサービスエリアとする新しい行政拠点となる公共ゾーンについては、町の財政状況を踏まえ、住民の理解を得ながら計画的に保健福祉センター、役場庁舎、学校給食センター、町民会館、町民体育館の整備を進めます。現在の役場庁舎については、耐震性等防災上の問題を抱えており、今後、優先度が高い保健福祉センターの建設と併せて、新庁舎建設に向け検討を進めていきます。
- ②公共ゾーンへのアクセス道路として、逢隈亘理線、西郷高屋線、神宮寺高屋線、狐塚線等を計画的に整備します。

③公共ゾーンの整備にあたっては、コミュニティスポーツ施設の整備や緑地帯にも配慮した新市街地の形成を目指して、全国的にもモデルとなる街づくりを推進します。

そのモデルとは、本町は県内でも有数の「いぐね地帯」であり、このような歴史的・文化的遺産である「いぐね」を新たなまちづくりにおける緑地空間の一環として整備し、町民や来町者への「やすらぎ」の場とします。

そこで、「いまして」「ここしか」「これしか」という森づくり事業を推進します。

## 第8節 道路・交通網の整備

### ■ 施策の目的

産業活動や町民の日常的な移動を支える基盤としての道路・交通網の整備については、広域交通ネットワークの整備促進、国・県道の整備促進について、関係機関に働きかけていくほか、町としての骨格道路網の形成、生活道路の環境改善等に努めます。

### ■ 現状と課題

道路は産業活動や町民の日常的な移動を支える基盤ですが、水道・電気や電話等の施設とも密接な関係にあり、災害時は避難路や防災空間になるとともにまちの景観にも関連する重要な施設です。

本町の道路体系は、町中央部を南北に横断する国道6号を軸として、4本の主要地方道と（塩釜亘理線、亘理大河原川崎線、亘理村田線、相馬亘理線）4本の一般県道（荒浜港今泉線、亘理インター線、吉田浜山元線、仙台亘理自動車道線）で構成されています。さらに、仙台東部道路や常磐自動車道の南進整備が順調に進むなど、広域交通環境の整備が一層図られようとしています。今後は、広域交通体系と一体となった骨格的道路網の形成を図ることが課題です。

生活関連道路についても、市街地や漁港周辺などでは狭隘な町道も多く、緊急車両の進入が困難な状態であり、防災対策の観点からも早急な改善対策が求められています。また、未改良路線の改良とともに歩道の整備等を推進し、安全かつ利用しやすい道路環境整備を図っていくことが必要です。

さらに近年、道路の景観形成やバリアフリー化等を求める“ゆとりのある道路づくり”に対する町民ニーズの高まりもみられることから、効果的な事業推進方策の確立が必要となっています。

また、本町における公共交通機関として、JR常磐線や町独自の事業として実施している乗合自動車運行の充実についても検討していく必要があります。

### ■ 主要施策

#### （1）広域的交通ネットワークの形成促進

- ①常磐自動車道については、亘理～山元間が平成21年9月12日に暫定2車線で開通しましたが、山元～富岡間の早期完成と高屋地区におけるパーキングエリア及びスマートICの設置を引き続き関係機関に働きかけながら事業を推進します。
- ②海辺観光拠点と連絡する荒浜港今泉線の道路強化について、関係機関に働きかけていきます。

## (2) 国・県道の整備促進

- ①国道については、混雑緩和や事故対策のため、歩道未設置区間の整備及び主要交差点の改良を関係機関に働きかけていきます。
- ②一般県道荒浜港今泉線の狭隘道路区間解消のため、早期改修を関係機関に働きかけていきます。

## (3) 骨格道路網の形成促進

- ①高速交通体系と一体となった骨格道路網の形成を図ります。
- ②市街地間や拠点間の連絡性の強化及び市街地内の骨格的道路網の形成を図ります。

## (4) 基幹道路を補完する幹線町道等の整備

- ①1、2級幹線町道については、重点的に整備を進め、道路改良率を高めます。
- ②沼添一里原線、谷地添浜道線、西河原沼添線等の通学路について、重点的に歩道整備を推進します。
- ③幹線町道については、地域にふさわしい景観形成やバリアフリー化等に努めます。

## (5) 生活道路としての環境改善の推進

- ①逢隈亘理線、浜道線、神宮寺高屋線等の町道については道路改良事業を進め、町道全体の改良率を高めます。
- ②逢隈亘理線、築港五丁目線等の町道について舗装事業を進めます。
- ③長峯幹線、長峯南線、長瀬浜吉田浜線等の町道について、側溝整備事業を進めます。
- ④狐塚橋、畑中橋等についても橋梁整備事業を推進します。

## (6) 公共交通の利便性の向上

- ①JR常磐線の複線化や列車増結、さらにはスピード化などについて関係機関に働きかけます。
- ②町民の公共交通手段確保の強化を図るとともに、交通弱者の移動手段の確保、さらには公共交通空白地帯の解消を図るため、亘理町町民乗合自動車の運行体制の充実に努めます。  
さらには、名取市、岩沼市、山元町の二市一町との連携を図りながら、地域住民のサービス向上のため、広域乗合自動車による運行を検討します。  
また、今後デマンド型による運行について関係機関と協議し、導入の検討を行います。

## 第9節 情報・通信基盤の整備

### ■ 施策の目的

今後、地域情報化は、地域活性化やまちづくりの戦略としてより一層重要な役割を果たすことが予想されることから、町民への多様なサービスの提供を図るとともに、新庁舎建設との関連での行政情報化の推進、情報セキュリティ対策の強化、情報化に関する普及啓発や人材育成・交流促進など高度情報化に向けた取組みを一層推進します。

### ■ 現状と課題

携帯電話やパソコン、インターネットが爆発的に普及し、情報ネットワーク社会が形成され、さらに拡大を続けています。自治体においても、インターネットを通じて各種サービスを提供する<sup>21</sup>「電子自治体」の構築が進んでいます。

本町では、これまで庁内<sup>22</sup>LANの整備や総合行政ネットワークの構築をはじめとする行政内部の情報化、ホームページの作成と活用、学校教育や生涯学習活動における情報教育の推進等に努めてきました。

今後は、これらの成果を活かしながら、多様な分野における情報ネットワークの整備を図り、電子自治体の構築及び町全体の情報化を進めていく必要があります。

一方で、情報セキュリティ対策の充実や、情報化に対応できる人材の育成等にも取り組んでいく必要があります。

### ■ 主要施策

#### (1) 情報通信基盤の充実

町内における超高速・大容量化に対応した情報通信基盤の充実を図ります。

#### (2) 情報化の推進

事務の効率化と町民サービスの向上に向け、今後の新庁舎建設との関連で各事務システムなどの充実強化や各種申請・届出等のオンライン化の拡充、電子決裁の導入など、行政内部の情報化を推進します。

<sup>21</sup> 行政事務の効率化や行政情報の電子データによる提供のほか、住民や事業者の利便性向上と負担軽減を図るため各種申請や届け出、公共事業や調達の入札、納税などの手続きをインターネット上で行えるなど自治体業務の情報化。

<sup>22</sup> 施設内など一定の程度の規模で用いられるコンピュータのネットワーク。Local Area Network の略称。

### (3) 多様な情報サービスの提供

全町的な情報化の視点に立ち、インターネットや携帯メールサービスを活用した情報ネットワークを構築し、行政情報の提供をはじめ、保健・医療・福祉分野や教育・文化・スポーツ分野、そして産業分野、防災・消防分野など、多様な情報サービスの提供に努めます。

### (4) 情報セキュリティ対策の推進

各種情報サービスを安全かつ円滑に提供するため、個人情報の取扱いやコンピューターウイルス対策など情報セキュリティ対策を徹底します。

### (5) 高度情報化に対応した人材の育成

町民及び職員等の意識啓発と情報活用能力の向上に向け、情報教育・研修を推進します。

### (6) 行政情報化計画の策定

高度化する町民の情報化ニーズへの的確な対応、また、新庁舎建設との関連で、行財政運営の効率化を推進するため「亘理町行政情報化計画」を改訂します。

## 第10節 住宅対策の充実

### ■ 施策の目的

本町の住宅政策を総合的、計画的に進めるための長寿命化計画に基づいて、町営住宅の改善、多様で優良な公営住宅の整備等を推進するとともに、町全体の人口増加促進や若年層の定住を見据えた新たな住宅団地の整備等について検討していきます。

### ■ 現状と課題

本町における公営住宅の多くは老朽化が進み、現在の町民が求めている居住水準から比べると、居住空間の不足、住宅設備の不備等、数々の問題を抱えています。

特に、昭和40年代にかけて建設された木造・簡易耐火平屋住宅は、狭小かつ不便な上に老朽化が顕著なため、耐震性、衛生上の問題からも早期の改修事業の実施が必要です。これら課題について、亘理町公営住宅長寿命化計画（以下<sup>23</sup>長寿命化計画という）に基づいて計画的な対応を図る必要があります。

さらに、本町全体の人口増加促進や若者の定住といった観点から、新たな住宅地の形成や多様なニーズに即した住宅建設についても民間事業者等との連携も視野に入れ、検討していく必要があります。

### ■ 主要施策

#### （1）住宅政策の総合的指針の確立

本町の住宅政策を総合的、計画的に進めるため、指針づくりを図ります。

#### （2）町営住宅の改善による居住水準の向上

老朽化した町営住宅の改善等については長寿命化計画に基づき計画的に推進していきます。

#### （3）多様で優良な公営住宅整備の検討

長寿命化計画に基づき、高齢者や障害者に配慮したバリアフリー住宅、<sup>24</sup>U・J・Iターン者や若年層の需要に対応できる公共賃貸住宅・定住促進住宅など、それぞれのライフサイクル等に応じた多様で優良な公営住宅の整備について検討します。

<sup>23</sup> 公営住宅等ストックの状況を把握し、長期的な視点をもって長寿命化のための予防保全的な管理や改善を推進し、ライフサイクルコストの削減等を図ることを目的とした計画。

<sup>24</sup> Uターン（出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻る）、Jターン（出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻る）、Iターン（出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと）の総称。

#### (4) 宅地開発、住宅建設の促進

町全体の人口増加促進や若年層の定住促進を見据え、新たな住宅団地の整備や持ち家取得・新規定住者への支援など、民間住宅建設誘導も含め、多面的に住宅施策について検討、推進します。

## 第3章 安心して生涯を託せる「保健福祉のまちづくり」

### 第1節 地域福祉の推進

#### ■ 施策の目的

保健・医療・福祉サービスを効果的かつ一体的に提供できるよう活動拠点施設の整備を推進するとともに、亘理町地域福祉計画を策定し、その内容を周知し地域福祉に関わる各種の施策を推進します。

#### ■ 現状と課題

本町では、これまで亘理郡医師会、各医療機関の協力のもと、保健センターや在宅介護支援センター、社会福祉協議会が中心となって町ぐるみで保健・医療・福祉サービス体制の拡充に取り組んできました。

今後、高齢者福祉と障害者福祉の一体化が進むと見通されることから、これまで以上に保健・医療・福祉の連携を強化し、介護ケアネットワーク体制の充実を図る必要があります。

そのため、保健・医療・福祉サービスを効果的かつ一体的に提供できるよう活動拠点施設の整備を推進するとともに、亘理町地域福祉計画を策定し、その内容を周知し施策を推進する必要があります。

家族や地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、町民一人ひとりの多様なニーズに対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、必要な時、必要な人に質の高いサービスを提供できるシステムの構築が課題となっています。

そのため、行政の取り組みに加えて、町民自らが積極的に福祉に関わり、地域やNPO団体などの主体的な参加を得ながら、町ぐるみの福祉のネットワークづくりを進める必要があります。

#### ■ 主要施策

##### (1) 保健・医療・福祉の連携の強化と活動拠点の整備

- ①地域ケア会議など、保健・医療・福祉の各分野にわたる総合的な連携会議を開催し、介護ケアネットワークの強化を図ります。
- ②保健・医療・福祉サービスを効果的かつ一体的に提供できるよう活動拠点施設として、公共ゾーンに保健福祉センターの早期完成を目指して整備推進します。

## (2) 地域福祉のネットワーク化と相談活動の強化

- ①保健・医療・福祉の関係団体はもちろん、その他の各種団体等、幅広く連携し、地域福祉ネットワークの強化を図ります。
- ②福祉情報の提供や福祉・保健に関する相談窓口の拡充、さらには民生委員・児童委員などによる日常的な相談体制の強化を図ります。

## (3) 地域福祉団体等の育成支援と福祉サービスの質の確保

- ①地域に根ざした活動の展開を図るため、社会福祉協議会の財政基盤の充実や組織体制の強化を支援するとともに、地域福祉活動の拡充に対し、積極的に支援していきます。
- ②各種福祉団体への支援及び指導や福祉のNPO設立支援等に努めるとともに、各団体・NPOの連携を進めて、活動の広がりを促します。  
また、事業者間のネットワーク体制の整備と参入促進を図り、第三者機関によるサービス評価システムの構築等により、民間事業者も含めたサービスの質の確保に努めます。

## (4) 福祉意識の高揚と広報活動の充実

- ①幼児から高齢者までの各世代の福祉意識の高揚を図るため、学校教育や社会教育活動の中で福祉教育の充実を図ります。
- ②亘理町地域福祉計画を早期に策定し、地域福祉に関する広報と啓発活動の拡充を図ります。

## (5) 福祉人材の育成・確保体制の拡充

- ①介護教室等の充実支援を図り、誰もが受講しやすい環境を整えるなど福祉人材の育成確保に努めます。
- ②ボランティアセンター機能の充実を図って、ボランティア情報の提供体制の確立、福祉ボランティアの育成・登録の拡充等を進め、指導者・グループライダーの養成と資質の向上を図るとともに、ボランティア窓口の一元化についても検討します。

## (6) 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者や障害者などが支障なく安心して過ごせるため、各種施設のバリアフリー化や道路、歩道の改修整備に努め、生活環境の充実を図ります。

## 第2節 保健・医療活動の充実

### ■ 施策の目的

健康わたり21並びに特定健診実施計画に基づく健診の受診率を高め、町民一人ひとりが健康づくりに取り組むことができるよう未受診者対策及び行動変容に繋がる保健指導を実施していきます。また、母子保健、精神保健事業の充実、地域医療体制・救急医療体制の整備充実に努めます。

### ■ 現状と課題

平成14年3月に策定した「健康わたり21」は、策定から7年が経過することから健康づくりに関する課題にも変化が生じております。これまでの成果を中間評価し、今後予想される新たな課題としてあげられる、生活習慣病の発症リスクを高めるといふ、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」を改善するために、平成20年3月に後期計画を策定し、特定健診実施計画に基づき、健診と保健指導に力を入れ生活習慣病等の予防の視点から特定健診等を実施しています。

今、豊かな人生を送るために、子どもから高齢者まで、町民が主体的、積極的に健康づくりに取り組んでいくことが望まれています。これまでは、感染症予防、栄養状態の改善、生活習慣病の予防や病気の早期発見・早期治療の病気予防対策が保健活動の中心でしたが、これらに加え、一人ひとりが元気で暮らすことができるような総合的健康対策を実践していくことが望まれています。

そこで、健康づくりの主役は町民であるという認識のもと、保健、医療、福祉、教育等の各分野がその領域を越え、共通理解と連携により総合的に健康づくり事業を展開していく必要があります。

一方、医療については、町民誰もが身近なところで適切な医療サービスを受けられるよう、町内外の医療機関との連携を図ることはもとより、保健事業の充実ともあわせ、疾病予防から早期発見、早期治療、機能回復など人生の各期に応じた地域医療サービスの提供ができる体制の確立をめざしていく必要があります。

また、休日・夜間の医療体制や救急医療体制の充実を図る必要があります。

### ■ 主要施策

#### (1) 町民主体の健康づくり体制の確立

平成20年度から実施されている特定健診実施計画に基づき、予防の視点で町民一人ひとりが健康づくりに取り組むことができるよう未受診者対策及び行動変容に繋がる保健指導を実施していきます。

町民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、家族や地域の輪を広げていくため、適切な情報発信を行い、町民の健康づくりに対する意識の醸成を図ります。さらに、食生活改善推進員と運動支援サポーターが一体となり、健康づくり推進員として、それぞれの地区組織を中核に町民の主体的な参加・参画を促し、町民主導の事業推進になるよう努めます。

## (2) 生涯現役を目指した健康づくり事業の推進

「健康わたり21」に基づき、“早寝・早起き・朝ごはん”運動を推進し、町民一人ひとりが生涯現役で豊かな人生を送るために、健康のプラス要因となる元気づくり対策と、病気などのマイナス要因を減らす疾病予防対策の2つを中心に、各種健診や保健指導、健康教育、機能訓練、栄養指導、歯科保健を効果的に組み合わせて、次のような施策を展開します。

〈元気づくりのための施策〉

- ・健康管理能力の向上・抗ストレス力の向上・人間関係力の向上
- ・生きがい力の向上・家族機能の向上・地域保健機能の向上

〈疾病予防のための施策〉

- ・生活習慣病予防・介護予防・心の健康づくり・栄養、食生活改善
- ・歯の健康づくり・感染症予防・難病対策・アレルギー対策

また、これらの施策の実施にあたっては、それぞれの<sup>25</sup>ライフステージに応じた健康づくりの要素を十分引き出すことができる個別指導の充実に努めます。

さらに、保健、医療、福祉、教育、産業の各分野がその領域を越え、総合的に健康づくり事業を展開できるよう共通理解と連携に努めます。

## (3) 母子保健事業の推進

- ①保健師等による妊婦・乳幼児の家庭訪問や保健指導の充実、妊婦・乳幼児の健康診査の充実等、母子保健事業の推進を図ります。特に乳幼児健康診査においては、保護者自身が子どもの発達過程を理解し、自らが問題を解決できる育児力の向上を図り、安心して子育てできるよう支援します。

<sup>25</sup>人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

#### (4) 精神保健事業の推進

精神保健の知識の普及を図り、教育・相談など精神的健康の保持増進、精神障害の予防、医療との連携による精神障害者<sup>26</sup>ケアマネジメントの推進、自立と社会経済活動への参加促進のための支援に努めます。

#### (5) 予防医学体制の整備充実

必要に応じ、疾病予防の適切な医療サービスが受けられるよう、医療機関等の協力を得ながら総合的な予防医学体制の整備充実を図ります。

#### (6) 地域医療体制の整備充実

広域的視点に立った医療資源の活用のため、特に専門的二次医療サービスの確保充実について積極的に推進するとともに、関係機関と連携しながら、訪問医療や訪問看護など、在宅医療サービスの提供・充実を積極的に促進します。

#### (7) 救急医療体制の整備充実

①一次救急医療として、郡内の医療機関の協力を得て、休日における急病患者に対する「休日当番医制」と歯の急病患者に対しては、二市二町（名取市、岩沼市、山元町、亘理町）内の歯科医院の協力を得て、「休日歯科当番医制」の診療体制の充実強化に努めます。

また、休日・夜間診療案内サービスや子どもの緊急時に電話相談できる「宮城県子ども休日夜間安心コール」事業などの充実を県に要望します。

②二次救急医療については、岩沼市内の病院と連携し、病院群輪番制の充実強化に努めます。

さらには、仙台医療圏で実施されている土曜・休日の小児救急医療支援事業について、平日夜間についても医療提供体制の拡充整備を県に強く要望し、休日・夜間などの医療体制の一層の充実努めます。

<sup>26</sup> 要支援・要介護者のニーズを満たすため、介護保険サービス（介護給付、予防給付）、地域支援事業、保健福祉サービスやインフォーマルサービス等の必要なすべてのサービスを総合的・一体的に受けられるように調整することを目的とした援助をいう。

**第3節****児童福祉・子育て支援対策の充実****■ 施策の目的**

人口減少時代の到来といった今日の状況から、子育ては社会全体への貢献でもあるということを認識し、「子どもが健やかに育つための環境づくり」という観点から児童福祉・子育て支援施策の充実を図り、仕事と家庭との両立が可能なまちづくりを推進します。

**■ 現状と課題**

子どもを育てることは、基本的にはそれぞれの家庭の役割であります。少子化や高齢化の進行、さらには人口減少時代の到来といった今日の状況から、子育ては社会全体への貢献でもあるということを認識し、「子どもが健やかに育つための環境づくり」という観点から児童福祉・子育て支援の充実を図ることが必要になっています。

このため、本町においても次世代育成支援地域行動計画に基づき、妊娠・出産・子育てに関する相談・正しい知識や情報の提供、子どもの発育や病気の予防・早期発見、育児支援のための乳幼児検診、思春期からの性教育など、関係機関と連携して、多角的に子育てを支援していくことが望まれます。

また、働きながら安心して子育てができるよう、利用者のニーズにあった保育所・児童館運営の充実や、地域全体で「子育て家族」を支援するネットワークにより、心豊かな子どもたちを育てるまちづくりを進めていくことが必要です。

**■ 主要施策****(1) 保育サービスの充実**

子育て家庭の多様なニーズに即し、通常の保育サービスはもとより、延長保育や休日保育等の特別保育の充実を図るとともに、保育機能の強化や児童数の減少への対応等を総合的に勘案しながら、待機児童ゼロを目指し、民間施設も含めた保育所施設の整備充実及び適正配置を推進します。

## (2) 子育て支援サービスの充実

①子育て支援サービスとして次のような事業を、今後より一層の充実に努めます。

事業名	事業の内容
子育てサークルの支援	子育ての各種サークルの活動を支援するため、場所の提供、保健師、栄養士、保育士等の派遣を行います。
子育て支援ネットワークの形成	家庭教育の支援を図るために家庭・学校・幼稚園・保育所・子育てサークル・関係機関・関係団体などによる子育てネットワークを形成し、様々な事業を実施するとともに、その支援を行う子育てサポーターを養成します。
子育てガイドマップの作成	子育てに関する情報をとりまとめ、子育てマップや子育てガイドブックの作成を行います。
ホームページに子育てコーナーの設置	町のホームページに子育てのためのコーナーを設置し、保育・保健・教育・健全育成等の子育てに関する情報が一元的に検索できるようにします。
子育て家庭教育講座の実施	さまざまな講座を開設し、子育てや家庭教育に関する知識や情報を提供します。

②子育て支援の強化を図るため、従来、委託していた子育て支援センターを児童福祉の拠点施設である中央児童センターに置き、各児童施設と連携を図りながら事業に取り組むことで、子育て支援事業の充実に努めます。

③乳幼児医療費の助成など、子育てに関わる経済的負担の軽減に向けた支援施策の継続的实施及び充実に努めます。

## (3) 児童の健全育成活動の推進

①放課後児童健全育成事業を推進するにあたり、児童クラブ室や自由来館児室はもとより、中高生の専用スペースをも備えた中央児童センターを中心に、より一層、児童の居場所づくりの充実に努めます。

②子ども会や地域活動への参加機会の拡充を図るなど、地域ぐるみの健全育成活動の充実に支援します。

③子ども未来ネットワーク協議会を中心とする関係機関の協力を得ながら、いじめ、幼児・児童虐待、少年の薬物乱用や性非行等、児童や家庭の問題を気軽に相談できる総合的な「相談支援体制」の強化を図ります。

## (4) 教育環境の整備

①次代の親となる中学生・高校生等を対象にした子育ての意義や大切さを学ぶ機会の拡充をはじめ、家庭や地域の教育力の向上に向けた各種講座等の開催、青少年を取り巻く有害環境対策の推進など、子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備を推進します。

②平成21年4月に策定された「巨理町食育推進計画」に基づいて、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成と家族の関係づくりに向け、関係機関・関係団体とのネットワークを構築することにより総合的に食育推進を図ります。

#### (5) 仕事と家庭との両立の支援

子育てへの男女共同参画に関する広報・啓発活動、情報提供の推進や講座・セミナーの開催、カウンセリング事業の推進、事業所等への啓発の推進を通じ、仕事と家庭との両立を支援していきます。

#### (6) ひとり親家庭への支援

母子・父子家庭などひとり親家庭が自立し、安定した生活を送れるよう関係機関と連携し、適切な相談・指導に努めるとともに、各種制度の周知と利用促進を図ります。

#### (7) 児童福祉施設の安全対策の推進

児童の通所等の安全・安心性を確保するため、不審者対策等の徹底を図ります。

## 第4節 高齢者福祉の充実

### ■ 施策の目的

団塊の世代が高齢化することにより、ますます高齢化率が高まるなかで、介護保険制度の効率的な運用を図るほか、介護予防関連施策に本格的に取り組み、多くの高齢者が元気に毎日を送れるよう支援していきます。

### ■ 現状と課題

本町の高齢化率は、平成22年3月現在22.7%に達しており、宮城県平均（22.2%）を上回る本格的な高齢社会を迎えています。

また、高齢化の進行に比例してひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯が年々増加し、要介護認定者も大きく増加しています。

高齢者の介護方法については施設介護（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型病床等）と在宅介護（<sup>27</sup>グループホームも含む）の2通りの選択肢があり、介護保険等各種サービスが利用されていますが、介護者にとっては経済的・肉体的・精神的負担が大きく、今後は、町全体で考える「地域ぐるみ」での、介護予防を含めた高齢化対策が重要な課題となっています。

一方、多くの高齢者は元気で自立した毎日を送っています。元気な高齢者が、「人生80年代」にふさわしい活動を積極的に展開できる地域社会をつくることも大きな課題の一つです。高齢者と若い世代の人々が互いに交流し支えあい、共に社会に参画し、生きがいを感じることでできる場の提供が必要となっています。

### ■ 主要施策

#### （1）介護保険対象サービスの充実

- ① 3年ごとの事業計画の点検・評価・見直しのもと、要介護認定から保険給付、保険料徴収まで、総合的な運営体制の強化を図り、適正かつ円滑な運営に努めます。
- ② 民間事業者との連携のもと、各種の居宅サービスや施設サービス、介護予防サービスなど、介護保険対象サービスの整備を進めるとともに、地域包括支援センターの運営を随時見直すことで、サービスの総合調整・相談体制の強化に努めます。
- ③ 介護者の負担を軽減するため家族介護<sup>28</sup>レスパイト事業を図ります。

<sup>27</sup> 障がい者や認知症の高齢者などが日常生活上の支援を受けながら少人数で共同生活をする住まい。

<sup>28</sup> 「一時休止」「休息」という意味。

## (2) 介護予防生活支援事業等の推進

①介護保険給付対象外の高齢者を対象とする介護予防・生活支援のための各種保健福祉サービスとして、次のような事業を重点に推進します。

- ・介護予防拠点施設増築事業（平成19年度において介護予防拠点施設の玄関ロビー等を増築、温泉浴場と接続し運営を開始しました。）
- ・認知症予防脳活性化教室
- ・高齢者介護予防トレーニング事業
- ・緊急通報システム事業
- ・訪問給食サービス事業
- ・デイサービス事業
- ・訪問理美容サービス事業
- ・軽度生活援助事業
- ・布団乾燥消毒事業
- ・成年後見制度啓発と利用相談窓口の設置

②介護予防の観点から、高齢者の居住環境の改善を含め、保健・医療・福祉・生涯学習など総合的に高齢者の生活をサポート・ケアする地域ケア体制の強化に努めます。

③民生委員児童委員や社会福祉協議会、介護保険サービス事業所、医療機関、その他関係機関等と連携による、高齢者の在宅生活継続支援のさらなる強化を図ります。

## (3) 高齢者福祉サービスの指導監視体制の確立

高齢者が安心して各種高齢者福祉サービスを利用できるよう、指導監視や苦情処理体制を確立し、サービスの質の向上に努めます。

## (4) 高齢者の生きがい対策の推進

- ①老人クラブ活動の充実を図るとともに、シルバー人材センター活動の充実強化、さらには各種教室等で学んだ生涯学習活動成果の活用を広げ、高齢者の地域社会への参加を促進します。
- ②地区集会施設等の身近なコミュニティ施設を活用して高齢者の身近なふれあい活動の場の確保・充実に努めます。
- ③団塊の世代の高齢化による多彩なニーズの発生に対応し、生きがい対策の更なる充実を図るための新たな取り組み等について検討します。

## 第5節 障害者福祉の充実

### ■ 施策の目的

障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき、<sup>29</sup> ノーマライゼーションを基本理念として各種の障害者福祉施策を実施するなかで、障害者の自立と社会参加を支援していきます。

### ■ 現状と課題

平成22年3月31日現在、本町の身体障害者手帳所持者は1,193人、療育手帳所持者は220人、精神障害者保健福祉手帳所持者は165人で、年々増加傾向にあり、同時に障害者の重度・重複化や介護者の高齢化も進んでいます。

障害者が持てる力を十分に発揮して社会に参加し、自己実現を果たすことができるようにするためには、障害者自身が自立の意欲を持つとともに、それを支援する社会的諸条件の整備が必要です。

現在、ノーマライゼーションを基本理念として各種障害者福祉施策が実行されていますが、障害者に関わる行政事務が国から県へ、県から町へと移行していくとともに、居宅サービスを利用しながら地域社会で生活する障害者が増加している現状において、一層ノーマライゼーションの理念の浸透を推し進めていく必要があります。

また、障害者の高齢化、医療の複雑化・高度化、制度改正など、介護や障害者を取り巻く情勢が大きく変化していく中で、さらに保健、医療の各分野や関係機関との連携による多面的な地域福祉の推進が期待されています。

### ■ 主要施策

#### (1) 障害者基本計画・障害福祉計画の周知と活用

平成19年3月に策定した障害者計画（障害者基本計画・障害福祉計画）について広く周知するとともに、計画に位置づけられた各施策について確実にその実行を図ります。

#### (2) 啓発広報・ふれあい交流活動の推進

- ① ノーマライゼーションの理念を啓発し、福祉ボランティアの養成を図るとともに福祉教育を推進します。
- ② スポーツやレクリエーションを通して障害者や家族が、さらにはボランティアも含めて一般市民がふれあい交流し、お互いを理解する機会の拡充に努めます。

<sup>29</sup> 障がい者、高齢者などすべての人が一緒に暮らすことのできる社会が普通の社会であるとする福祉のあり方についての考え方。

### (3) 在宅サービスと自立生活への支援の充実

- ①高齢者施策との連携や広域・民間施設等の活用のもと、障害者の自立を支援する<sup>30</sup>ホームヘルプサービス、<sup>31</sup>デイサービスなど各種の在宅サービスや地域リハビリテーション事業の充実、障害者に対する経済的支援の推進等に努めます。  
特に、精神障害者が地域で安心して生活できるよう、精神障害者通所授産施設の整備推進を図ります。
- ②障害者の自立機会の拡充をめざして、公共職業安定所などの関係機関との連携強化等を図って町内公共的機関での障害者の雇用の促進を図るとともに、町内民間企業などに対して、より一層の雇用の拡大を要請していきます。
- ③障害者が地域において自立して安全で安心して生活できるよう、住宅、公共施設、交通等のバリアフリー化を図るとともに、グループホームの誘致にむけて、その環境を作っていきます。

### (4) 障害児の保育・教育の充実

子どもが持つ能力を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立するための基礎・基本を身につけるため、乳幼児期から学校卒業まで一貫した指導・訓練・教育ができるよう支援に努めます。

<sup>30</sup>ホームヘルパーが、介護が必要な方の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行うサービス。

<sup>31</sup>居宅生活を行っている要介護者が、デイサービスセンター等に通い、その施設で入浴、食事の提供等の介護、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。

## 第6節 社会保障等の充実

### ■ 施策の目的

すべての町民が健康で安心して生活を送ることができるよう、年金、医療保険、生活保護制度等の社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

### ■ 現状と課題

本町の国民健康保険は、景気低迷の影響でリストラが進み、健康保険組合等の被用者保険から国民健康保険に加入する被保険者の増加や、国保税の収納率低下、高齢化による受診の増大、医療技術の高度化による医療費の増加が目立ってきており、滞納への対策強化や医療費の適正化が課題になっています。

また、国民年金も、収納率の低下が懸念されており、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、年金事務所との協力を図る必要があります。

生活保護については、被保護世帯の過半を高齢者世帯が占めているため、高齢者世帯に対する処遇の充実が引き続き重要な課題です。

### ■ 主要施策

#### (1) 国民健康保険税の収納率の向上

未申告者への申告指導による保険税の適正な賦課や、国保資格の得喪届けの勧奨と遡及適用の実施の徹底、納税相談の充実や個別の状況に応じた滞納処分の強化を図ります。

#### (2) 医療費の適正化

<sup>32</sup>レセプト点検体制の充実のもと、医療費の分析による重複受診者などの訪問指導体制の整備を図るほか、<sup>33</sup>ジェネリック医薬品の普及啓発や特定健診の受診勧奨に努め、生活習慣病の重症化予防、早期予防のため、積極的に特定保健指導を推進します。

#### (3) 国民年金保険料の納付督促

- ①低所得の被保険者に対する保険料の免除制度の周知を図ります。
- ②国民年金の資格取得時における保険料の納付督促・口座振替・前納の促進を図ります。

<sup>32</sup>診療報酬明細書。患者が健康保険などの公的医療保険を使って診療を受けると、医療機関はその患者に対して実施した医療行為の一つ一つを明記した請求書を健康保険の運営者に送って、費用の支払いを求める。この請求書がレセプト。

<sup>33</sup>製薬会社が開発した医薬品の特許が切れた後に、別のメーカーが同じ有効成分でつくる薬のこと。先発薬と同等の有効成分で同等の効果があるにもかかわらず、価格が安い。

#### (4) 低所得者への支援

低所得者が自立し、健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、関係機関や民生委員・児童委員との連携のもと、相談・指導体制の充実に努めるとともに、生活保護制度等の適切な運用に努めます。

## 第4章 ころ豊かにふれあう「教育・文化と交流のまちづくり」

### 第1節 生涯学習体制の充実と活動の推進

#### ■ 施策の目的

全町的な生涯学習推進体制の構築を図るとともに、多様に進められている学習活動の情報を集約し、各分野を横断する総合的な生涯学習支援体制の確立に努めます。

また、各公民館や悠里館（図書館・郷土資料館）などの生涯学習拠点施設の整備充実・有効活用を図って生涯学習の基盤整備に努めます。

#### ■ 現状と課題

近年の社会変化の速さや地球的規模で進む環境問題の顕在化、少子高齢社会の到来などを背景として、町民の間には、生涯を通じて自己を高め、自己実現を図りながら、生きがいある生活を送りたいという欲求が強まっています。

これに伴い、町民の学習ニーズは高度化、多様化しており、社会教育分野の領域を超え総合的に捉えることが重要となっている部分も見受けられ、しかも自発的で主体的な学習活動を求めています。

さらにめまぐるしい社会環境の変化に伴って、生涯の各段階における学習課題も多様となってきており、生涯学習の推進が強く求められている状況にあります。

このため、全町的な生涯学習推進体制の構築を図るとともに、多様に進められている学習活動の情報を集約し、これを分野ごとに体系化して広く町民に情報提供する機能や、各分野の指導者の確保・登録・派遣システムの充実など、各分野を横断する総合的な生涯学習支援体制の確立を図る必要があります。

さらに、各公民館や悠里館（図書館・郷土資料館）などの生涯学習拠点施設の整備充実・有効活用を図って生涯学習の基盤整備に努めるとともに、公民館講座・活動を中心とした多彩な学習プログラムの整備と提供を図り、総合的な生涯学習環境づくりを進めていく必要があります。

#### ■ 主要施策

##### （1）生涯学習推進体制の整備充実

①本町の生涯学習を総合的に企画・調整・推進するため、生涯学習推進組織の整備充実や指針の策定など、生涯学習推進体制の整備を図り、各地域の自主学習グループ、サークル等に対するきめ細かな支援に努めます。

②民間指導者や生涯学習ボランティアの発掘・育成に努めるとともに、平成22年4

月から導入した生涯学習支援人材バンクの充実を図ります。また、指導者体制の充実を図るため、近隣市町村との広域的な人材情報システムの構築について検討します。

## (2) 生涯学習に関する情報管理・提供体制の充実

- ①広報紙やホームページに加え、生涯学習カレンダーの発行等、一層の充実を図ります。
- ②各生涯学習拠点施設のほか、町民の身近な施設としての学校や保健福祉関係の施設等も組み込んだ全町的な生涯学習関連施設の情報ネットワーク化と、空き室情報などをインターネットを通じて町民に情報提供するシステムの確立について検討し、利用者の利便性の向上や各施設の有効活用に努めます。

## (3) 生涯学習機会の拡充と学習活動の促進支援の強化

- ①生涯学習活動の充実を図るため、地域住民の学習ニーズを定期的に把握し、それに即してきめ細かな教室・講座の開催テーマや開催時間、開催方法を全分野にわたって調整・改善する仕組みを確立するなど、町民ニーズに即した効果的な学習活動の展開に努めます。
- ②生涯学習活動成果の発表の場の拡充を図るため、多様な生涯学習発表会・イベントの開催や地域生涯学習の活動成果の発表の場の拡充に努めます。また、これらの活動の広域的な開催や広域相互の交流機会の確立、拡充に努めます。

## (4) 多様な学習機会、交流機会の充実

- ①各種団体、グループ等との連携を密にしながら、各分野のニーズに対応した成人、高齢者を対象とする各種学級、講座、教室等の充実・新設を図り、多様な学習機会の提供に努めます。
- ②青少年教育の推進や健全育成活動の促進、家庭教育や子育て支援に関する教育事業を積極的に推進し、次代を担う子どもの育成や家庭、地域の教育力の向上に努めます。
- ③各種団体・グループの指導者養成やNPO育成等への支援、世代間及び地域間交流機会の拡充に努めます。

## (5) 図書館活動の充実

- ①個人学習の拠点として、多様な個人学習ニーズに対応できるよう、今後とも図書、資料の充実を図るとともに、閲覧相談業務の充実、他市町村図書館との連携の充実に努めます。

- ②お話し会の開催など、子どもの読書習慣づくり、居場所づくりの充実に努めます。
- ③図書館の管理運営については、民間委託も含めて検討し、利用者にとって利用しやすい管理運営に努めます。

#### (6) 生涯学習拠点施設の整備充実

- ①中央公民館をはじめ既存の各施設については、情報通信設備や教育支援機器の整備充実、老朽施設・設備の改修を計画的に推進します。
- ②学習団体やNPO、生涯学習ボランティア等との連携・提携を強化して、利用者にとって利用しやすい管理運営体制の確立・充実に努めます。

## 第2節 学校教育の充実

### ■ 施策の目的

家庭や地域のニーズを踏まえ、社会情勢が大きく変化する中でさまざまな教育課題（学力の向上、志教育、親の学びの機会等）に適切に対応していくとともに、開かれた学校づくりを進め、新しい時代に即応する教育内容、指導方法の改善、教職員の資質・指導力の向上等に地域と一体となって取り組みます。また、それぞれの学校での特色ある教育活動を支援するとともに、学校教育施設・設備の整備・充実を図り、学校での防災対策と事故防止体制を強化して、安全で安心な学校づくりを推進します。

### ■ 現状と課題

現在、学校数は、小学校6校、中学校4校となっています。さらに幼稚園は2園（私立）、高等学校が1校あります。

町教育委員会ではこれまで学校施設の建築や改修をはじめ、教育用コンピューターの整備、教職員・児童生徒の健康診断の実施や心の教育の推進、地域と結びついた教育、特色ある学校づくり等に積極的に取り組んできました。今後は児童生徒の安全確保対策の徹底や老朽化した校舎の改修、教育用コンピューター等のさらなる充実を図ることが課題です。特に、本町学校給食センターは建設以来37年を経過し、施設（建物）や調理機器類の老朽化が目立ち、早急な新学校給食センターの建設が大きな課題となっています。

さらに、小・中学校教育は、人格形成の重要な時期であり、保護者の学校教育に対する期待と関心も高く、家庭や地域のニーズを踏まえ、激しく変動する中で諸々に起きる教育課題に適切に対応していくとともに、開かれた学校づくりを進め、新しい時代に即応する教育内容、指導方法の改善、教職員の資質・指導力の向上等に地域と一体となって取り組む必要があります。

高等学校教育についても、県（関係機関）との連携を図りながら、地域に根ざした学校づくりを促進するとともに、生徒の能力や関心、進路希望等に見合った教育指導の充実を図っていく必要があります。

### ■ 主要施策

#### （1）小・中学校の各学校施設の改善・整備

本町の小・中学校の各学校施設については、年次計画により整備を図ります。また、大規模災害発生時の避難・収容場所としての機能の確保を図るため、施設の改善整備

に努めます。設備については、老朽化した教育機器の更新・改修等の整備を今後とも計画的に進めます。

## (2) 創意ある教育課程の編成・実施・評価

確かな学力・豊かな心・たくましい体の調和のとれた「生きる力」の育成に努めます。

- ①基礎・基本の確実な習得と定着及び活用力の育成に努めます。
- ②学習習慣の確立と主体的学習による学力向上の推進及び体験学習の充実を図ります。
- ③規範意識を大切にしたい心の教育及び「志教育」の推進を図ります。
- ④研修会の開催等により教員の指導力の向上を図ります。
- ⑤児童生徒の基礎体力の向上及び健康増進を図ります。
- ⑥情報化社会に対応して、コンピューターに関する教育の充実を図り、インターネット等による情報活用能力の育成に努めます。
- ⑦外国人講師の活用や海外派遣事業等によって、国際化社会に対応しうる人材の育成に努めます。
- ⑧教育課程の適切な評価と公表の実施を図ります。

## (3) 児童生徒の安全確保と安全教育の推進

- ①各小中学校において、危機管理マニュアルの策定や学校安全委員会等の校内組織を設けるなど、安全に関する校内体制を整備するとともに、安全点検や防犯訓練の常時実施、校門等の適切な管理、防犯関連設備の実効性ある運用等に努めます。
- ②学校教職員に対する防犯研修や児童生徒に対する防犯教育等を、警察や関係機関の協力を得て実施し、防犯対策に努めます。
- ③各学校ごとに、PTAや地域の自治会と学校が連携して、地域ぐるみで児童生徒の安全を守る組織づくりを進め、通学路の安全点検を行うなど、犯罪を未然に防ぐ環境づくりに努めます。
- ④不審者情報等を地域で共有できるネットワークの構築や、児童生徒の見守り防犯活動の充実を努めます。
- ⑤近年の交通情報を踏まえ、警察や関係機関の協力を得て、小・中学校における交通安全教育の充実を図り、児童生徒の安全確保に努めます。

## (4) 地域と結びつけた教育活動の推進

- ①各学校が自主的・主体的に各種栽培活動、職場体験、人権・福祉体験などの特色ある教育活動を行うとともに、学校の運営や教育活動について、保護者や地域の人に様々な情報を提供するよう努めます。
- ②保護者や地域の人々が学校の教育活動について理解を得るため、意見交換できる場として研修会、講習会を開催するとともに、学校運営について校長に助言できるシステムづくりに努めます。

- ③子どもの学習活動を支援するため、学校・家庭・地域のネットワークづくりを推進し、各学科や総合的な学習の時間、クラブ活動などにおいて地域の人材や教育力を活かした教育の実践を図ります。
- ④家庭教育の啓蒙普及を図ります。
- ⑤学校、青少年育成推進協議会、PTA、子供をみまもり隊、子ども会育成会等の連携強化を図り、地域との連携を活かした健全育成ネットワークづくりを進めます。

#### (5) 児童生徒の健全育成、心の教育の推進

- ①学校・家庭・地域において、モラルの向上と隣人や自然に対するやさしさ、物事への判断力や目標に向かって常に努力する等の感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成に努めます。
- ②小・中学校にスクールカウンセラーや相談員を配置し、児童生徒及び保護者等の悩み、不安、ストレス等を積極的に受け止めその問題解消に努めます。

#### (6) 特別支援教育体制の推進

<sup>34</sup> 学習障害 (LD)、<sup>35</sup> 注意欠陥多動性障害 (ADHD) 等の発達障害を有する子どもに対し、支援ネットワークづくり等の総合的支援体制の整備を図ります。

#### (7) 学校給食の充実と食育の推進

- ①アレルギー対策にも配慮した給食施設の整備を検討しながら、より安心でおいしい学校給食の提供を図るとともに、食育の推進により、食への知識や技能を高め、自らの健康づくりに意欲的に取り組む児童生徒を育てます。
- ②本町学校給食センターは、施設（建物）や調理機器類の老朽化が目立ち、また、調理室が手狭であることなどから、早急に解消に向けた改善・整備を進めます。

#### (8) 就学前教育の振興

幼稚園への就園を奨励するため、保護者の経済的負担を軽減するよう助成を行い、幼児教育の振興を図ります。

<sup>34</sup> 基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。LDは、Learning Disabilitiesの略。

<sup>35</sup> 一般的には、「落ちつきがなく、授業中に動きまわる子ども」などと理解されている。年齢につりあわず不注意や落ちつきがないなどの行動が強くあらわれ、そのことによって学校での生活や友人との関係などに問題が生じている場合、AD/HDの可能性がある。AD/HDは、Attention-Deficit / Hyperactivity Disorderの略。

**(9) 高等学校教育等の充実**

- ①地域に根ざした人材づくりのため、宮城県亘理高等学校への工業科、情報科の新設を関係機関へ働きかけていきます。
- ②高等学校以上への進学を援助するため、奨学資金貸付事業の周知と活用を図り、本町の将来を担う人材の育成に努めます。

## 第3節 芸術文化活動の充実

### ■ 施策の目的

活動拠点として町民会館の整備について検討するとともに、町民の間で自主的に取り組まれている芸術文化活動への一層の支援を行い、多面的な交流を促す芸術文化イベントの創出や、より質の高い芸術文化の鑑賞機会の提供、指導者やリーダー養成の充実を図り、誇れる芸術文化風土の醸成に努めます。

### ■ 現状と課題

今日、心の豊かさを質的により一層深めていこうとする傾向が強まり、人々の芸術文化に対する関心が高まっています。

また、芸術や文化はまちの個性や特色を生み出す重要な要素であり、まちづくりと密接に関わっています。したがって、文化的な環境が整備されなければ、地域は魅力的なものとなり得ず、定住性の強化や地域の活性化あるいは人材の確保といったことも難しくなっています。

こうしたことから、今後とも町民の間で自主的に取り組まれている芸術文化活動への一層の支援を行い、多面的な交流を促す芸術文化イベントの創出や、より質の高い芸術文化の鑑賞機会の提供、指導者やリーダー養成の充実を図り、誇れる芸術文化風土の醸成に努めていく必要があります。

また、これらの活動展開のため、本格的な設備、備品、機器等を備えた拠点施設の整備が望まれています。

### ■ 主要施策

#### (1) 活動拠点施設の整備と全町的な芸術文化活動の推進

①活動拠点として町民会館の整備について検討するとともに、その運営にあたっては<sup>36</sup> ホールボランティア体制の確立や町民参画型の芸術文化ワークショップ活動をはじめとした町民が参画できる体制の充実を図り、町のシンボルとなる魅力的な自主文化事業の創出に努めます。

②講演会や演劇公演、音楽会など優れた芸術文化に接する機会の拡充に努め、芸術文化に対する町民の関心と理解を深めていきます。また、町民文化祭などの創作活動成果の発表機会の拡充を支援し、本町の芸術文化風土の定着に努めます。

<sup>36</sup>ホールボランティアは、芸術文化活動・文化創造活動に興味をもって、ホール（会館）等の管理・運営等の業務に関し、協力するボランティアのこと。

- ③周辺市町村の文化施設等と提携した文化イベント・文化交流事業の開催も検討し、広く町外に向け情報発信するよう努めます。

## (2) 芸術文化団体の育成と指導者の確保

- ①町芸術文化協会をはじめ各種文化団体・サークルの自主的活動を積極的に支援し、団体・サークルの育成・活動活性化を促進します。
- ②芸術文化の向上を図るため、優れた個人・団体・指導者に「亘理町文化賞」を授与し、その活動等の奨励を行います。
- ③芸術文化活動に関する町民ニーズの多様化、高度化、専門化に対応できる優れた指導者の養成・確保に努めます。

## (3) 広報活動の強化

各種芸術文化団体の活動内容、講演会予定などについての広報活動の充実に努め、町民の参加意識の高揚を図ります。

## 第4節 生涯スポーツの振興

### ■ 施策の目的

地域の人たちが主体的に運営し、誰もが生涯の各時期にわたって体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう常に多様なスポーツイベントやスポーツ教室・クラブの開設等に努めるとともに、スポーツ施設・設備の充実を図ります。

### ■ 現状と課題

近年、余暇時間の増大によって、スポーツに対する関心が高まり、少子・高齢化社会の進展に伴いスポーツに対するニーズも多様化してきています。スポーツは、個人の人々の心身両面にわたる健康の保持増進だけでなく、暮らしを豊かにするために必要な文化の一つでもあり、特に若者の定住化に大きく貢献し、魅力と活気あるまちづくりに欠かせません。

そうしたことから、年齢や体力、目的に応じて、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことのできる生涯スポーツ社会の実現が求められています。

本町においては、町民のスポーツに関する関心は高いものの、実施率は低いままの現状です。このため、成人の2人に1人が週1回以上スポーツを実施することを目標として、生涯スポーツの普及振興を図ることが課題となっています。

今後、<sup>37</sup> 総合型地域スポーツクラブの創設・育成、スポーツ情報の収集と提供、各種スポーツ教室・スポーツ大会の内容の充実、拠点となるスポーツ施設の整備充実等を重点的に進めていく必要があります。

### ■ 主要施策

#### (1) 町民総参加による生涯スポーツの振興

- ①地域の人たちが主体的に運営し、誰もが生涯の各時期にわたって体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう常に多様なスポーツイベントやスポーツ教室・クラブの開設等に取り組みます。また、町内各スポーツ施設の利用状況や、各種団体のスポーツ行事情報をいち早く収集提供できるよう、インターネット等を活用した情報管理・提供体制の確立を図ります。

<sup>37</sup> 幅広い世代の人々が興味・レベルに合わせて、さまざまなスポーツにふれる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブ。

- ②各体育館・公民館・海洋センターなどと連携を図りながら、町民各層が日常生活の中で気軽に楽しめるような各種スポーツ教室・スポーツ大会の開催に努めます。また、各種スポーツ教室等の参加者が自らサークル・愛好会等を組織し活動できるよう支援します。

## (2) 生涯スポーツ関係団体・指導者の育成と競技力の向上

- ①亘理町体育協会、スポーツ少年団の活動の支援を図ります。また、各団体の連携・交流の強化を図ります。
- ②スポーツ指導者等の研修会や資格取得講習会への参加を促進し、スポーツ指導者の育成確保を図ります。
- ③競技スポーツについては、すぐれた専門的指導者の確保を各競技団体に強く求めています。  
また、競技力水準の向上のため、優秀選手や団体に全国大会等出場助成や「亘理町スポーツ賞」を授与し顕彰します。

## (3) スポーツ施設・設備等の充実と効率的活用の推進

- ①各体育館や海洋センターなど既設の屋内・屋外スポーツ施設等の充実に努め、施設・設備の老朽化等に対応し改修整備を行います。また、高齢者や障害者とともに利用できるよう、施設のバリアフリー化への改修に努めます。
- ②学校体育施設の開放については、開放状況や利用手続き方法など広く情報提供し、利用の促進を図ります。
- ③本町スポーツ活動の拠点施設となる総合体育館・町民広場については、公共ゾーン全体の事業計画の中で検討し、整備推進を図ります。
- ④主要なスポーツ施設の管理運営については、民間委託も含めて検討し、利用者にとって利用しやすい管理運営に努めます。

## (4) スポーツイベント・交流事業の推進

- ①わたり鳥の海マラソン大会は、町外の参加者も多く、本町のシンボルイベントになっていることから、今後とも全町的な実施体制を確立して継続実施していきます。
- ②広域的なスポーツ大会や交流イベントの誘致・開催及びこれらイベント等への積極的な参加促進に努めます。
- ③健康づくりのためのスポーツイベントなど、町民が主体となった活動を促進するとともに、町民の相互交流を図りながら、連帯意識の高揚に努めます。

## 第5節 文化財の保護・伝承及び活用

### ■ 施策の目的

亙理伊達家歴代墓所や<sup>38</sup>国指定史跡三十三間堂官衙遺跡をはじめとする多数の文化財や伝統芸能、歴史的景観の適切な保存に努めるとともに、文化財保護団体等の育成と指導者の養成を通じ、有形・無形の貴重な文化財の保護体制及び周知活動の充実等に努めます。

### ■ 現状と課題

歴史的文化遺産は、先人たちのまちづくり、産業づくりへの精神を今に伝える貴重な財産であり、これを保護・保存し、後世に伝えていくことは、現代に生きる私たちの責務です。

また、文化財保護の目的は、町民が文化財に触れることによって地域社会を理解し、文化的価値を認識し、地域の新たな文化向上に資することにあります。

本町には、亙理伊達家歴代墓所や国指定史跡三十三間堂官衙遺跡をはじめ城下町として多数の文化財や伝統芸能、歴史的景観が今に伝えられています。

郷土資料館を拠点に貴重な文化財等の展示・継承の活動が展開されてきましたが、一方で生活様式の変化等に伴い、郷土の文化の多くが失われようとしており大きな課題となっています。

そのため、学校教育と生涯学習の連携強化を進めて、郷土の文化や歴史を体系的に学習・伝承できる機会を増やすよう努めるとともに、歴史・文化を生かしたまちづくりを進めていくことも必要になっています。

### ■ 主要施策

#### (1) 文化財・文化遺産の保護・保存と活用の推進

- ①国指定史跡三十三間堂官衙遺跡については、発掘調査を進めその成果を公表するとともに、史跡の整備計画を策定し、事業を推進します。
- ②町指定文化財伊達実元・実氏霊屋及び亙理伊達家歴代墓所については、関係者及び関係機関の協力のもと、修復事業を実施します。
- ③町内遺跡・史跡の標柱、説明板の設置を毎年3～5カ所程度実施します。
- ④町内の遺跡・史跡や歴史景観と歴史的建造物については関係町民の理解と協力のもと、保全保存に努めます。

<sup>38</sup>三十三間堂官衙遺跡は、阿武隈川下流南岸の丘陵上に位置する、平安時代の亙理郡家跡と推定される遺跡である。昭和61年度から63年度にかけての亙理町教育委員会及び宮城県教育委員会の4次にわたる発掘調査によって、遺跡の性格、範囲、主要遺構とその変遷が明らかになった。

- ⑤歴史・文化資源について、次世代に継承するとともに、地域の活性化に向け観光資源として有効活用するため施設整備等に努めます。

## (2) 郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進

- ①国指定史跡三十三間堂官衙遺跡及び伊達成実公をはじめとする亙理伊達家歴代の貴重な文化財については、本町の歴史観光資源として周知活動の充実を図ります。
- ②文化財保護団体の育成と指導者の養成等を通じ、有形・無形の貴重な文化財の保護体制及び周知活動の充実を図ります。
- ③伝承文化、民話等を学校教育の中でも活用し、拡充を図ります。
- ④民俗芸能の保存・伝承のため、指導者・後継者の育成・確保に努めます。

## (3) 郷土資料館活動の充実

- ①郷土資料館・郷土史案内ボランティアを育成・確保します。
- ②亙理町の考古・歴史及び民俗に関する資料を広く集め、企画展及び収蔵資料展を開催します。
- ③郷土資料館を会場とした講演会・体験学習会開催の充実を図ります。
- ④小・中学校等の郷土学習に対応したネットワークシステム、資料の貸出し、講師派遣等の支援体制を強化します。
- ⑤研究機関として活動できるよう職員研修を強化します。
- ⑥リピーター及び協力者確保のため「友の会」を結成し、資料館運営の効率化に努めます。

## (4) 町史編さん事業の推進

平成19年度に刊行した町史(現代編)に引き続き自然編及び民俗編、資料編の編さん作業を推進します。

## 第6節

## 国際交流・地域間交流活動の推進

## ■ 施策の目的

国際化の時代に対応するため、芸術・文化面やスポーツ面、産業面での多彩な交流活動を育成振興するとともに、国内外の諸都市との連携などを通じた多面的な交流を推進していきます。

## ■ 現状と課題

21世紀に入って、産業経済活動や文化活動を通じた民間レベルでの多様な国際交流・地域間交流は一層の広がりが期待されています。

こうした交流の時代、国際化の時代に対応するため、芸術・文化面やスポーツ面、産業面での多彩な交流活動を育成振興するとともに、国内外の諸都市との連携などを通じた多面的な交流を推進していくことが求められています。

本町においては、これまで国内では北海道伊達市等との姉妹・親善友好都市交流を進め、国外ではオーストラリアケアンズ市との相互交流を進めてきました。さらには伊達藩をテーマとした交流サミットの開催・参加などさまざまな交流活動が進められています。

今後とも町の活性化の視点も踏まえ、国内外の多様な都市・まちとの交流活動の一層の拡充に努め、人の集まるまちとしての地域活性化に努める必要があります。

## ■ 主要施策

## (1) 県内外の都市とのふれあい交流活動の推進

- ①ふるさと姉妹都市伊達市との交流事業については今後とも継続して実施します。
- ②伊達藩「ふるさと姉妹都市・歴史友好都市」連絡協議会(構成：伊達市、亘理町、山元町、新地町、柴田町)活動についても、今後とも継続して実施します。また、周辺市町村と連携し、芸術・文化・スポーツ・産業など多彩な交流事業を進めます。
- ③各種生涯学習グループ、文化活動グループ等の県内外都市への移動研修活動の充実促進を支援します。
- ④インターネットを活用し、他地域との交流を学校・地域団体が積極的に進められるよう支援します。

## (2) 国際交流活動の充実

- ①オーストラリアケアンズ市との相互交流・ホームステイ受け入れ事業については、県や町の国際交流協会との連携により今後とも継続して実施し、国際感覚に富んだ人材の育成に努めます。
- ②次世代を担う国際感覚豊かな人材を育てることを目的に中学2年生を対象とした亘理町中学生海外派遣事業を継続して実施します。
- ③町内、あるいは周辺に居住している留学生等との交流、町内で生活している外国人を対象とした日本語教室の開催をはじめ、国際化に対応した各種情報の提供システムやわかりやすい案内表示等の整備を図り、外国の人々を温かく迎え、活動しやすい環境づくりに努めます。
- ④教育、文化、スポーツ、産業等の人材育成を推進するため、多方面の国際親善・交流活動の活性化に努めます。
- ⑤町民の国際ボランティア活動への参加を促すなど、国際協力活動の推進について検討します。

## 第5章 活力あふれる「産業拠点のまちづくり」

### 第1節 農林水産業の振興

#### ■ 施策の目的

生産基盤の整備を進め、認定農業者や集落営農組織への農地の集積、支援措置の集中的かつ重点的に実施し、規模拡大や複合経営により、自立できる経営農家の育成を図るよう努めます。山村地域にあつては、林業の振興と森林の公益的機能の維持確保を図るため、森林組合等の組織的担い手の活用等により、林業基盤の整備と森林の保全、林産資源の蓄積に努めます。水産業については、資源管理型漁業、地域産品特産物化事業、地産地消や都市と漁村の交流事業の推進など、多様な水産業振興に取り組み、担い手や後継者の育成確保を進めます。

#### ■ 現状と課題

農業を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、農業従事者の減少と高齢化、遊休農地の増大、農産物価格の低迷など年々厳しい経営状況となっている一方で、地域の重要な産業としての農業に、高付加価値産業として自立できる強い経営体質にすることが求められています。

このため、生産基盤の整備を進めて認定農業者や集落営農組織への農地の集積や支援措置の集中的かつ重点的実施を進め、規模拡大や複合経営により、自立できる経営農家の育成を図るよう努めています。

また、「作る」だけの農業から「作る～販売」までを一貫して行える農業経営体の育成に努め、地産地消と連携した農業、消費者と直結した有機農業の推進など、消費者ニーズを見据えた経営戦略を展開することが重要となっています。

さらに、認定農業者など担い手農家と生きがい農業を行う高齢者農家、さらには土地持ち非農家等の間で労働力の提供、農地・農業機械の貸借等の分野で役割分担を明確化し、農地・農村コミュニティの維持保全が図られるような営農システムの確立等をめざしていくことが必要となっています。

地域農業の担い手として女性農業者は重要な役割を果たしており、農業経営への女性の参画の促進を図ることが求められています。

山村地域にあつては、林業の振興と森林の公益的機能の維持確保を図るため、森林組合等の組織的担い手の活用により、林業基盤の整備と森林の保全、林産資源の蓄積に努める必要があります。

水産業については、各種漁業規制や輸入水産物の増大など年々厳しさを増していますが、荒浜漁港の総合的整備を進めながら資源管理型漁業、地域産品特産物化事業、地産地消や都市と漁村の交流事業の推進など、多様な水産業振興に取り組み、担い手や後継者の育成確保を進めていく必要があります。

## ■ 主要施策

### (1) 地域農業の担い手の明確化と重点支援の推進

- ①認定農業者、集落営農組織等の地域農業集団、農業生産法人を担い手として明確化し、認定農業者の育成強化や農業経営体の法人化・組織化の促進に積極的に取り組むとともに、これら担い手を対象として施策の集中化、重点化を進め、競争力の強い生産構造の確立を図ります。
- ②地域農業の担い手として女性農業者は重要な役割を果たしており、農業経営への女性の参画の促進と家族経営協定の推進等に努め、女性の認定農業者の確保・拡大を図ります。
- ③新規就農者の受入支援体制の確立を図るなど、担い手の多様な発掘・育成・確保に努めるとともに、農業分野への企業参入体制についても強化を推進します。
- ④農業の担い手や後継者の育成を図るため、農業経営技術や生産技術の研修及び交流活動を促進します。
- ⑤これらの施策の展開により、認定農業者について、平成27年度末までに現在（平成22年度末）の1割増の農家を確保することを目標とします。

### (2) 生産基盤の整備

- ①逢隈地区に続き、今後は吉田地区を中心に大区画ほ場整備の推進を図り、大区画ほ場整備率を現在（平成22年度末）の37%から、平成27年度末で46%にまで高めることを目標とします。  
また、排水関係については、事業実施前に関係団体と協議し、事業の推進を図ります。
- ②畑地帯や水田への用水を確保するため、農業用ため池の改修や農業用排水路の整備改修を計画的に推進します。
- ③農産物流通の基幹となる農道網の整備や集落農道の整備を計画的に推進します。

### (3) 農用地の保全と有効利用の促進

- ①遊休地等低利用農用地の利用度の向上のため、農業関連団体と協力して、低利用農用地の整備、振興作物の導入を積極的に推進します。
- ②ほ場整備が行われた優良農地などについては、担い手に農用地の集積を図りながら組織的生産活動を推進します。

#### (4) 生産性の向上と経営所得安定対策の確立

- ①農業関連機関・団体と一体となった指導・支援体制の確立のもと、米、野菜、果樹、花き、畜産等各作目の生産・流通コストの低減と高品質高付加価値化、ブランド化を促進します。
- ②低タンパク米の生産や立地条件を生かした特色ある施設園芸、環境にやさしい畜産等を有機的に組み合わせた互理町型複合経営の普及促進を図ります。
- ③水田農業については、構造改革対策事業に取り組み、経営の安定化を図ります。

#### (5) 食の安全性の確立と環境保全型農業の推進

低農薬・減化学肥料栽培の促進、<sup>39</sup> トレーサビリティシステムの確立、農業関連廃棄物や畜産排泄物の適正処理・<sup>40</sup> バイオマス資源としての活用促進など、食の安全・安心と環境に配慮した環境保全型農業の推進を図ります。

#### (6) 流通体制の整備と消費の拡大

- ①「地産地消」の視点に立ち、いちごやりんごの加工による特産品の開発促進に加え、直売施設の整備充実、物産展の開催、常磐自動車道休憩施設の活用、町内観光関連施設や商業施設との連携、学校給食との連携、地場製品の消費拡大運動の展開等を進め、町内における消費の拡大に努めます。
- ②さまざまな情報媒体を通じたPR活動の一層の充実やイベントの活用、さらには首都圏直販ルートの開拓などを進め、町外・大都市における消費の拡大に努めます。

#### (7) 森林整備の推進と林業の振興

- ①本町の森林を、「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に3区分し、それぞれの用途に即して森林整備を推進します。
- ②緑地環境保全地域や保安林等における自然環境保全のため、森林病虫害の防除事業を実施するとともに、森林浴遊歩道などの整備を推進します。また、国・県有林についても、関係機関と連携・要望を行いながら環境の保全に努めます。
- ③林道網の整備や林業の担い手、団体の育成、県産材の利用促進や間伐材利用の推進等を図って、林業の活力の向上を促進します。
- ④町有林の利活用として、林業団体、製材所と連携し適正な森林整備や間伐を実施していきます。

<sup>39</sup> トレーサビリティ（英: traceability）は、物品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで追跡が可能な状態をいい、食の安全を築くために必要なシステムとして、販売業者だけではなく生産者や輸送業者など、流通全体を含めた社会的システムとして考えられている。

<sup>40</sup> 家畜ふん尿などの再生可能な生物由来の有機性資源。

## (8) 水産業の振興

- ① 荒浜漁港の総合的整備を今後とも計画的に進め、漁業と海洋観光の振興基盤の充実、高潮対策の推進等を図ります。
- ② 宮城県漁業協同組合亘理支所サケふ化場の改修により、サケの人工ふ化放流事業を推進するとともに、荒浜漁港の海苔人工採苗事業や稚貝（ウバ貝・アサリ貝）、稚魚（ヒラメ等）の放流を推進し、資源管理型漁業の振興を図ります。
- ③ 新規漁業者の受入支援体制の確立を図るなど、担い手の多様な発掘・育成・確保に努めます。また、関係機関と連携し指導体制と各種研修の充実強化、さらには、自主的活動の支援促進、そして水産金融制度の充実を図ります。
- ④ はらこめしや干しがれいなどの亘理ブランド品としての確立を図ります。そして、産直施設の整備や物産イベントの活用等により販路の拡大を図ります。  
また、「元祖はらこめし」の発祥の地として、本町ならではの「はらこめし」の伝承にも努めます。
- ⑤ 農林産物と組み合わせた地場生鮮食材開発や鳥の海潮干狩りなどの充実強化を図り、鳥の海地区全体の事業と連携した体験漁業など都市との交流事業の開発等を推進します。

## 第2節 工業の振興

### ■ 施策の目的

異業種間の連絡交流活動等を活用し、既存企業の育成・支援していくほか、地域工業の中心を担っている食品加工業の振興、仙台東部道路亘理 I C の利用や常磐自動車道の整備促進などの立地条件を活かした企業誘致の推進を図ります。

### ■ 現状と課題

本町は広域仙台都市圏南部の交通要衝に位置することから企業立地が進み、地場の食品加工業と合わせて、今や工業が農業と並んで本町の主力産業となっています。

また、仙台東部道路亘理 I C の開設や常磐自動車道の整備進捗などから、本町の工業発展の可能性はさらに大きく高まっています。

今後とも工業は、地域経済を活性化していく原動力に位置づけられることから、町内企業の生産力や技術力を高め、厳しい経済環境や企業間競争に打ち勝つ企業の育成に向けて、経済団体等への支援を強化していく必要があります。

また、活力あるまちづくりを進めるために、本町の恵まれた交通・立地条件を生かし、亘理中央地区工業団地を整備し、積極的に企業誘致を進めていくことが重要です。

これまで、景気低迷の影響もあり新規立地企業が鈍化していましたが、近年、一部で景気も上向きはじめたことから地方展開する企業も増加傾向にあり、企業立地に向けた誘致活動をこれまで以上に展開し、実現させる必要があります。

### ■ 主要施策

#### (1) 既存企業の育成・支援

- ①既存の中小企業の経営の安定を図るため制度資金を活用し、企業活動の支援・育成に努めます。
- ②事業所間の人事交流や情報提供活動、みやぎ自動車関連産業活性化協議会・みやぎ高度電子機械産業活性化協議会に参画し、異業種間の連絡交流活動や調査研究活動等への支援に努めます。

#### (2) 地域工業の中心を担っている食品加工業の振興

地域の特性を活かして事業展開している食品加工業を中心に、新たな販路拡大、新製品の開発を支援します。また、宮城県南部地域食品関連産業等活性化協議会に参画し、食品製造業関連産業の集積を図ります。

**(3) 企業誘致の推進**

- ①仙台東部道路亶理 I C 周辺地区や亶理中央地区工業団地をはじめ、町内における工業・流通業務適地の整備・拡大を図ります。
- ②企業のニーズに合わせた町独自の奨励金等の優遇制度を検討します。
- ③県や関係機関、関係団体等の活用を図りながら、首都圏、中部圏における自動車産業、高度電子産業、食品産業への工場立地 P R の展開、企業訪問の強化、また工場用地見学会の実施等積極的に取り組み、企業誘致の推進に努めます。

**(4) 立地企業への支援事業の推進**

立地操業企業に対して、助成制度等の情報提供など、積極的に支援します。

## 第3節 商業の振興

### ■ 施策の目的

まちのにぎわいや活力を演出する場所として、魅力あるまちづくりに貢献できる地域商業機能の拡充や地域特産品の開発・販売等を推進し、商店街の再生・活性化に努めます。

### ■ 現状と課題

景気の停滞、日常購買圏の拡大、量販店の進出等に伴い、地元商店からの購買力が流出しており、地域商業としては厳しい状況が続いています。

また、近年、<sup>41</sup> ロードサイド型の店舗の進出や通信販売網の普及などにより、一層消費の流出が続き、各商店街では空き店舗が増加し、市街地内での<sup>42</sup> スプロール化（空洞化）現象を起こしています。

商業は、地域における消費生活の提供のみを目的とするものではなく、まちのにぎわいや活力を演出する場所として、魅力あるまちづくりに欠くことのできない要素です。

このため、今後は顧客のニーズにあった販売方法の模索、個々の販売意欲の向上につながる取り組み等を進め、商店街の再生・活性化を図る必要があります。

### ■ 主要施策

#### （1）地域商業機能の拡充

- ① 亘理の中心商店街については、街路整備事業にあわせて駐車場等も整備し、高齢者にも配慮したベンチ等の設置を図り、楽しく買い物できる環境づくりを促進します。また、空き店舗の有効活用や定期市・イベントの企画開催等を支援し、賑わいの場づくりを促進します。
- ② 「わたり温泉鳥の海」内に産直市場がオープンし、新鮮な農水産物が観光客等に提供されており、今後とも地産地消の場の形成を図ります。
- ③ 逢隈、荒浜、吉田においては、道路整備などの土地利用に十分配慮しながら、身近な日常生活品購入に資する商業とコミュニティ機能等をあわせもった地域中心商業地の形成を図ります。特に荒浜においては、こうした機能に加えて観光商業機能の充実を図ります。

<sup>41</sup> 郊外の主要道路などの沿線に立地している店舗形態をいう。

<sup>42</sup> 都市が発展拡大する場合、郊外に向かって市街地が拡大するが、この際に無秩序な開発が行われることをスプロール化と呼ぶ。計画的な街路が形成されず、虫食い状態に宅地化が進む様子を指す。

- ④わたりトコトン商人まつりは、全町的イベントとして今後とも継続して活性化を図ります。
- ⑤大規模店舗進出については、県や商工会など関係機関と十分協議のうえ、中心市街地の活性化に努めます。

## (2) 経営の近代化の推進

- ①各種資金制度の充実を図るとともに、地域商業活性化に係る各種研修活動の充実強化と後継者対策や商業者の意識改革を促し、時代の流れにあった経営感覚を持つ経営者の育成支援に努めます。
- ②商店街での買い物の利便性を図るため、共通商品券発行事業の推進やポイントカード加盟店の増加に努めます。

## (3) 地域特産品の開発・販売

いちごジャムや干しがれいなど、本町の農水産特産品の開発と連携し、特色あるふるさと商品の開発・販売の促進を図るとともに、生産、食品加工、流通・販売を一体的に取り組む6次産業化を推進します。

## (4) 共同店舗支援事業の推進

常磐自動車道休憩施設の整備に関連して、町内商業者等の出店を募って共同店舗の整備を図り、地域商業の活性化を促進するため、その補助・支援を図ります。

## (5) 起業支援制度の確立検討

町内で新しく事業を起こそうとする人や町内での在宅就業を希望する人のために、事業設立費用への助成や<sup>43</sup>SOHO支援制度の設置について検討します。

<sup>43</sup>Small Office/Home Office (スモールオフィス・ホームオフィス) の略で、「パソコンなどの情報通信機器を利用して、小さなオフィスや自宅などでビジネスを行っている事業者」といった意味で使われる場合が多く、これらの事業者を支援すること。

## 第4節 観光の振興

### ■ 施策の目的

「わたり温泉鳥の海」を本町の観光拠点施設と位置づけ、全町一体となって特色ある観光地づくりを進めるため、山・川・海・温泉の豊かな自然資源や歴史資源、農林水産資源等を生かした滞在型の観光・リゾートの創造を目指して各種の観光関連施策を推進します。

### ■ 現状と課題

近年の観光の全国的な動向は「見物型観光」より、自然や地場産業などを活用して、“思いやりの心”でもてなす「交流型観光」が高く評価されています。

本町には山・川・海が織りなす美しい自然、鳥の海等の特色ある観光資源、史跡や悠里館等の歴史文化拠点、多様で豊かな農林水産物、温泉や海洋スポーツ施設など交流型観光の材料が数多く存在しています。今後は広域交通環境の整備充実を背景に、町にあふれる“思いやりの心”と本町の豊かな自然、多様な観光資源を複合的に生かす工夫が必要となっています。

このため、亘理町の新しい魅力を広く内外へアピールできるように農林水産業や商工業との柔軟な連携を進めるとともに、国際化や広域的な観光客の誘致に目を配りながら、多様な交流を可能とする観光戦略の創造及び観光資源と町民の心が織りなす斬新で魅力のある観光・リゾート環境の創造等を町ぐるみで推進していく必要があります。

### ■ 主要施策

#### (1) 観光振興方針の確立

平成20年2月にオープンした、「わたり温泉鳥の海」を本町の観光拠点施設と位置づけ、まちを上げて観光客の誘致に取り組んでおり、全町一体となって特色ある観光地づくりを進めるため、山・川・海・温泉の豊かな自然資源や歴史資源、農林水産資源等を生かした滞在型の観光・リゾートの創造を目指して、民間活力の誘導も含めて振興を図ります。

#### (2) 観光推進体制の強化

- ①観光協会体制の充実や広域的連携体制の強化を図って積極的なPR活動を行うとともに、インターネットの活用や観光パンフレットの充実、観光情報紙・マスコミ等を利用した対外的な観光PRの強化と情報の提供に努めます。
- ②町民参画による観光機能の強化を図るため、観光ボランティアを組織するとともに、ガイドブックの作成や研修会の開催など活動を支援します。

- ③「わたりファンクラブ」や観光親善大使の充実強化を図るとともに広域観光三昧プランなどの各種事業を推進します。
- ④拠点的な観光施設については、適切な維持運営を図るため、民間専門事業者やNPO等への委託も含めて効率的な管理運営体制の確立を検討していきます。

### (3) 観光拠点の整備充実

- ①本町観光の拠点として「わたり温泉鳥の海」がオープンし、「海の駅」としての整備が概ね整ったことから、今後は、「郷の駅」の核となる、常磐自動車道の休憩施設の整備について更なる検討を進めます。
- ②「わたり温泉鳥の海」については、利用者や観光客の増加を図り、健全な経営を行います。
- ③悠里館などを情報発信拠点と位置づけ、ここを基点に各観光拠点・景勝地を結ぶサイクリングロード等の整備を推進します。

### (4) 多様な観光機能の開発と強化

- ①地域の特性を生かした地域<sup>44</sup>C I事業の推進を検討し、町から町外に向けての情報発信機能の充実や町のイメージアップの充実に努めます。
- ②農協や漁協、商工会等と連携を図って郷の駅などを整備する。また、直販体制の拡充や特産品開発体制の充実強化を図り、観光を地域の産業活性化に結びつけるよう努めます。
- ③周辺市町との連携強化を図って、「みやぎ路観光」などの広域観光ルートの整備や広域的に連携した観光イベント・事業の創出に努めます。
- ④滞在型市民農園や体験型漁業施設の整備、いちご観光農園の拡充等を進め、滞在型交流機能の強化を図ります。
- ⑤地域活性化イベント事業（わたりふるさと夏まつり、荒浜漁港水産まつり、伊達なわたりまるごとフェア、わたりトコトン商人まつりなど）を活用するとともに、仙山交流など他県（県外）との交流事業を多様に企画開催し、通年観光イベントの実施体制の確立を図ります。

<sup>44</sup>企業文化を構築し特性や独自性を統一されたイメージやデザイン、またわかりやすいメッセージで発信し社会と共有することで存在価値を高めていく企業戦略。

**(5) 案内標識等の整備と町民<sup>45</sup>ホスピタリティーの醸成**

- ①すべての人が安心して本町を訪れ、快適で楽しく滞在することができるよう、分かりやすい案内標識や説明板などの施設整備を進めます。
- ②町民が観光客や来訪者に温かくわがまちを紹介・案内できるよう、広報啓発活動や生涯学習等を通じて、町民のホスピタリティーの醸成を進めます。

<sup>45</sup>観光客をあたたかく迎えること。おもてなしの心。

## 第5節 雇用対策と勤労者福祉の充実

### ■ 施策の目的

雇用環境や産業構造の変化、景気変動への総合的な対応を進め、若年層に魅力のある就業の場の提供や、高齢者・障害者・女性などの意欲と能力が十分に発揮できる就業機会の拡充に努めます。

### ■ 現状と課題

中小企業をはじめとする経営環境は、急速に進む少子高齢化や情報化・国際化の進展など、めまぐるしい社会・経済情勢の変化を受け、雇用環境は失業率が高水準で推移し、企業は経営を見直し、事業の再構築（リストラ）を進めるなど、これまでになかった厳しい状況におかれています。

このため、こうした雇用環境や産業構造の変化、景気変動への総合的な対応を進め、若年層に魅力のある就業の場の提供や、高齢者・障害者・女性などの意欲と能力が十分に発揮できる就業機会の拡充に努めることが必要です。

また、男女共同参画の視点のもと、女性労働者の就業環境が害されることのないよう、労働環境の整備が課題となっており、本町においてもこの取り組みを図り、周知・啓発することが必要です。

### ■ 主要施策

#### （1）雇用の安定

- ①技術革新に対応した人材や後継者の育成・養成を図るため、研修機会の充実等に努め、雇用就業機会の確保拡充に努めます。
- ②定年延長や再雇用制に関する国の助成制度の活用等を奨励するとともに、高齢者・障害者等の雇用機会を増やすため、広域的連携を強化して、職業情報提供の充実やシルバー人材センター活動の充実支援等に努めます。

#### （2）若年労働者の地元就職対策の推進

ハローワークや教育機関との連携を行いつつ、町内の立地企業に対し、地元住民が雇用されるよう採用枠の拡大要請を積極的に推進します。

#### （3）福利厚生の充実

- ①労働時間の短縮、最低賃金制度の周知、資金貸付制度の利用促進等、雇用労働条件の改善・向上に向け普及啓発活動の充実を努めます。
- ②余暇を有効に利用できるスポーツ・レクリエーション活動や文化活動の場の確保・拡充に努めて勤労者福祉の増進を図ります。

#### (4) 男女共同参画に伴う職場環境の整備促進

男女共同参画に伴う職場環境の整備を図るとともに、多様な就業形態を可能にする条件の確保に努めます。また、職場内でのセクシャル・ハラスメント問題等に対し、その対策に関する周知・啓発を図ります。

## 第6章 計画推進のために

### 第1節 行政運営の改革の推進

#### ■ 施策の目的

町民に信頼され、安心して生活できる行政運営を進めるため、行政評価制度の活用や行政改革に係る指針等に沿って、行政運営の効率化に努めます。

#### ■ 現状と課題

本格的な地方分権時代を迎え、これからの自治体には、住民と協働しながら自らの進むべき方向を自ら決定し、具体的な施策を実行していくことのできる行財政能力が強く求められています。

しかし、今後、社会・経済情勢の急速な変化とともに、行政ニーズは量的に増大し、質的にも一層複雑・多様化していくことが見込まれる一方で、三位一体の改革の推進等に伴い、極めて厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

このような状況のもと、これまでの行政サービスを維持しながら、仙台都市圏南部の拠点のまちとして自立したまちづくりを進めていくためには、民間企業の経営理念・経営手法の導入の視点に立って行政全般にわたる点検・評価を行い、さらなる行政改革を計画的に推進していく必要があります。

#### ■ 主要施策

##### (1) 定員管理の適正化と行財政改革等

- ①定員適正化計画に基づく定員管理や事務改善により、無理・無駄のない柔軟な組織体制づくりや、町職員等の資質向上を図るため各種研修を進め、行政組織の効率化を推進し、行財政改革に努めます。
- ②行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）に基づき、全庁的な行政改革に努めていますが、現行計画は、平成22年度までの計画期間であり、平成23年度以降の新たな計画策定を行います。

##### (2) 行政評価制度の活用による事務事業の見直し

効率的な行政運営と質の高い行政サービスを提供するため、平成19年度から行政評価制度を導入しました。今後とも、行政評価制度の活用により、町民の視点に立ち、事務事業の見直し等を進め、効率的な事業運営に努めます。

また、外部評価についても導入を検討します。

### (3) 民間活力の活用による住民サービスの向上促進

多様化・高度化する行政需要に的確に対応するため、行政事務の<sup>46</sup> アウトソーシングや指定管理者制度等の導入を進め、民間活力の活用による効率的な事務事業の運営や、情報化による事務処理の迅速化等に努め、住民サービスの向上を図ります。

### (4) 事務処理のレベルアップと行政手続きの透明化

① 庁内情報システムの充実等を図り、各種会議、研修会、講習会等の連絡調整や事務処理のレベルアップと信頼性の確保に努めます。また、電子自治体化の推進と情報セキュリティの充実強化を図ります。

② 行政サービスの効率化と環境等に配慮した行政運営を図ります。

### (5) 職員提案制度の新設

行政改革・事務改善に関する提案ができる職員提案制度を新設します。職員の積極的な提案を奨励する環境を創造することにより行政経営の質の向上に努めます。

<sup>46</sup> 企業や行政の業務を専門企業等に外部委託すること。

## 第2節 財政運営の効率化

### ■ 施策の目的

事務事業の徹底的な見直しと経常経費の削減に努め、限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限に引き出すため、事業の優先度・緊急度・事業効果等を総合的に判断し、計画的な財政運営を図ります。

### ■ 現状と課題

地方分権が進展するなか、国と地方の関係は、大きな転換期を迎えております。国は危機的な財政状況を背景に「国から地方へ」を重点施策の一つとして掲げ、「国庫補助金の廃止・縮減」、「税源移譲」、「地方交付税の見直し」をセットとしたいわゆる「三位一体の改革」を進めました。

今後、一段と厳しさを増す財政状況を踏まえ、「持続可能な行財政構造への転換を目指す」という基本的な考え方を堅持しつつ、なお一層、効率的・効果的な財政運営に努めていく必要があります。

具体的には、国及び県の厳しい財政状況下にあつて、本町の財政状況を見通した場合、歳入においては、地方交付税及び国庫支出金の制度改革による削減、県補助金の廃止・縮減が見込まれます。また、歳出においては、公債費の増高に加え、社会保障関係経費、公共施設の管理運営費の増加などにより、今後財源不足も見込まれることから、一層国及び県の動向に留意しながら、必要な財源の確保に努めていく必要があります。

### ■ 主要施策

#### (1) 財政計画に基づく事業推進

限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限に引き出すため、事業の優先度・緊急度・事業効果等を総合的に判断し、財政計画に基づき計画的な行政運営を図ります。

#### (2) 重要施策の選択と集中

事務事業の徹底的な見直しと経常経費の削減に努め、その財源を重要かつ有効な事業に対して重点的に、しかも適正に配分し、財政の簡素化・効率化・健全化を図ります。

#### (3) 自主財源の充実強化等

①国・県支出金などの特定財源については、行財政制度の動向等を的確に把握し補助制度の有効活用を図るとともに、町税においては適正な賦課・徴収や個別の状況に応じた滞納処分の強化を図ります。

②使用料などの受益者負担のあり方も再検討し、適正化・公平化により自主財源の

確保と充実に努めます。

- ③町民の共通財産である町有財産の未利用地について、売却促進など効率的運営を図ります。

## 第3節 広域行政の推進

### ■ 施策の目的

住民の生活圏の広域化に対応するため、その役割を十分に踏まえた中で、周辺市町村との連携を強化し、合理的、効果的な広域行政の推進を図ります。

### ■ 現状と課題

町として自立した自治体経営をするにあたり、広域仙台都市圏の各市町村との連携による事務事業の共同化などの広域行政を、今後とも積極的に推進する必要があります。

このことから、これまで構成してきた一部事務組合をはじめ特定課題に対する対応をしなければならない場合において、広域的に連携した取り組みは今後とも継続して実施することが必要です。

また、広域行政にとらわれず、近隣自治体等と多様な地域連携を進めていくことも必要です。

さらに、国や県の動向、近隣市町村の動向、町民の意向等を見極めつつ、今後とも市町村合併について調査研究を進めていく必要があります。

### ■ 主要施策

#### (1) 広域行政の推進

- ①消防やごみ処理、し尿処理等に関する各一部事務組合の共同事業については、今後も広域体制を確保維持して、広域行政を推進します。
- ②広域協議会活動等については、今後組織のあり方を検討し、新しい活動方向について再構築します。
- ③市町村合併については、調査研究を続けます。

#### (2) 多様な地域連携の推進

近隣自治体との文化・スポーツ施設等の相互利用やネットワーク化、イベントなどのソフト事業の共催など、広域行政の枠組みにとられない多様な地域連携を推進します。

#### (3) 国・県との連携強化

国・県との役割・機能の分担を財源を含めて調整し、多様な分野で連携を強めて総合的な地域の発展を推進します。



資料

## 亶理町総合発展計画審議会(後期計画)委員名簿

No.	職名	氏 名	所属部会	役職・団体名等
1	会長	門 澤 俊 夫	教 育	一般公募
2	副会長	木 村 律 子	産業建設	みやぎ亶理農業協同組合女性部長
3	委員	伊 藤 建 夫	産業建設 (部会長)	亶理地区区長会長
4	委員	渡 邊 信 秋	保健福祉 (部会長)	吉田地区区長会長
5	委員	鎌 田 幸 夫	保健福祉	荒浜地区区長会長
6	委員	山 田 盛 男	総 務 (部会長)	逢隈地区区長会長
7	委員	星 敏 夫	総 務	亶理地区行政事務組合消防本部消防長
8	委員	高 野 和 則	総 務	宮城県亶理警察署長
9	委員	森 正 美	教 育 (部会長)	亶理ロータリークラブ会長
10	委員	木 村 兵 治	総 務	亶理ライオンズクラブ第1会長
11	委員	佐 藤 英 治	総 務	(社) あぶくま青年会議所財務理事兼事務局長
12	委員	八 木 昌 征	産業建設	亶理町災害防止協議会長
13	委員	竹 澤 哲 也	総 務	亶理町国際交流実行委員会会長
14	委員	星 耕 一	保健福祉	亶理町老人クラブ連合会長
15	委員	高 野 信 芳	保健福祉 (副部会長)	亶理町民生委員・児童委員協議会長
16	委員	大 友 弘 美	保健福祉	亶理郡医師会長
17	委員	山 形 光 孝	保健福祉	岩沼歯科医師会監事
18	委員	土 生 利 昭	産業建設	亶理町農業委員会会長
19	委員	三 品 幸 徳	産業建設	亶理土地改良区理事長
20	委員	岩 佐 國 男	産業建設	みやぎ亶理農業協同組合代表理事組合長
21	委員	佐 藤 捨 夫	産業建設	亶理名取地方農業共済組合組合長理事
22	委員	小 野 ひ で 子	産業建設	亶理町農産加工推進協議会長
23	委員	丸 谷 由 郎	産業建設 (副部会長)	亶理山元商工会副会長
24	委員	横 田 香	産業建設	亶理山元商工会女性部長
25	委員	菊 地 伸 悦	産業建設	宮城県漁業協同組合亶理支所運営委員長
26	委員	白 井 と み え	産業建設	宮城県漁業協同組合亶理支所水産加工研究会長
27	委員	鈴 木 光 範	教 育	亶理町教育委員会委員長
28	委員	若 松 捷 子	教 育 (副部会長)	亶理婦人会長

No.	職名	氏 名	所属部会	役職・団体名等
29	委員	小野典子	教 育	吉田婦人会長
30	委員	半澤慶子	教 育	吉田西部婦人会長
31	委員	濱野かじ子	教 育	荒浜婦人会長
32	委員	八巻富士子	教 育	逢隈婦人会長
33	委員	木村典子	総 務	亶理町婦人防火クラブ連合会長
34	委員	清野珠美子	保健福祉	亶理町食生活改善推進員協議会長
35	委員	堀籠由美	保健福祉	わたりっ子を育てる会会長
36	委員	穴戸法男	保健福祉	亶理町まちづくり推進委員会会長
37	委員	大堀欣七	教 育	亶理町芸術文化協会会長
38	委員	小野正幸	教 育	亶理町PTA連絡協議会長
39	委員	齋藤芳朗	教 育	亶理町スポーツ振興審議会会長
40	委員	樋口久美子	保健福祉	亶理町体育協会副会長
41	委員	佐々木孝弘	総 務	亶理町スポーツ少年団本部長
42	委員	酒井潤一	総 務 (副部会長)	一般公募
43	委員	菊地一男	産業建設	一般公募
44	委員	岩山裕	総 務	一般公募
45	委員	志田恭子	教 育	一般公募
46	委員	小野久美子	保健福祉	一般公募
47	委員	佐藤勇	保健福祉	一般公募
48	委員	水戸明	総 務	一般公募
49	委員	佐藤和好	総 務	一般公募
50	委員	小松明	総 務	一般公募
51	委員	佐藤信三	教 育	一般公募
52	委員	伊藤あけみ	産業建設	一般公募
53	委員	日下純子	産業建設	一般公募
54	委員	沼辺和子	教 育	一般公募
55	委員	齋藤忠幸	総 務	一般公募

## 第4次巨理町総合発展計画後期基本計画策定経過

平成 21 年 10 月	町民意向調査の実施 ・町内の 2,000 名を対象に、1,086 名から回答。回収率 54.3% ・町民満足度、意向・要望等の調査
平成 21 年 11 月から 平成 22 年 7 月	町内各種団体とのまちづくり出前講座(意見交換)の開催 ・各種団体等が主催する会合等において、意見交換を実施(25 団体、500 名)
平成 22 年 1 月 8 日	企画調整会議 ・第 4 次巨理町総合発展計画後期基本計画策定スケジュール等について ・巨理町まちづくり企画提案事業について
平成 22 年 1 月 21 日	職員説明会(班長等) ・第 4 次巨理町総合発展計画後期基本計画策定について
平成 22 年 1 月 21 日	巨理町議会総務常任委員会 ・第 4 次巨理町総合発展計画後期基本計画策定スケジュールについて
平成 22 年 2 月 1 日	巨理町議会全員協議会 ・第 4 次巨理町総合発展計画後期基本計画策定スケジュール並びに町民意向調査の説明(配付)
平成 22 年 2 月 26 日	巨理町総合発展計画審議会 ・委嘱状交付 ・巨理町総合発展計画審議会条例について ・会長及び副会長の選出について ・第 4 次巨理町総合発展計画後期基本計画策定にかかる諮問について ・第 4 次巨理町総合発展計画の概要について ・第 4 次巨理町総合発展計画後期計画の策定スケジュールについて
平成 22 年 3 月 18 日	企画調整会議 ・町民意向調査結果報告書について
平成 22 年 3 月 24 日	巨理町総合発展計画審議会 ・審議会の進め方について ・巨理町土地利用計画について説明 ・巨理町まちづくり基本条例並びに巨理町協働のまちづくり計画について説明 ・第 4 次巨理町行政改革大綱並びに巨理町集中改革プランの進捗状況について説明 ・巨理町町民意向調査結果報告書について説明
平成 22 年 3 月 30、31 日	各課ヒアリング ・計画実施担当課の意見聴取

平成22年4月23日	互理町総合発展計画審議会 ・各種計画について説明 (農業振興地域整備計画、森林整備計画、都市計画マスタープラン、公共下水道事業全体計画等) ・第4次互理町総合発展計画前期基本計画の達成状況について説明 ・専門部会の設置について
平成22年5月28日	企画調整会議 ・第4次互理町総合発展計画前期基本計画 現計画点検・評価報告書について
平成22年6月22日	総合発展計画策定に係る現地調査及びトップインタビュー ・選定業者による町内現地視察及び町長へのトップインタビュー
平成22年7月29日	企画調整会議 ・まちづくり意見交換会について ・まちづくり企画提案書について ・第4次互理町総合発展計画後期基本計画マネジメントシート作成について
平成22年8月10日	互理町総合発展計画審議会 ・互理町総合発展計画後期基本計画(素案)について ・意見交換会、企画提案の主な内容について
平成22年8月10日	互理町総合発展計画審議会(総務部会) ・第4次互理町総合発展計画後期基本計画(素案)部会該当部分について協議
平成22年8月10日	互理町総合発展計画審議会(産業建設部会) ・第4次互理町総合発展計画後期基本計画(素案)部会該当部分について協議
平成22年8月10日	互理町総合発展計画審議会(保健福祉部会) ・第4次互理町総合発展計画後期基本計画(素案)部会該当部分について協議
平成22年8月10日	互理町総合発展計画審議会(教育部会) ・第4次互理町総合発展計画後期基本計画(素案)部会該当部分について協議
平成22年8月25日	互理町総合発展計画審議会(産業建設部会) ・第4次互理町総合発展計画後期基本計画(素案)部会該当部分について協議
平成22年8月25日	互理町総合発展計画審議会(保健福祉部会) ・第4次互理町総合発展計画後期基本計画(素案)部会該当部分について協議
平成22年8月27日	互理町総合発展計画審議会(教育部会) ・第4次互理町総合発展計画後期基本計画(素案)部会該当部分について協議
平成22年8月31日	互理町総合発展計画審議会(総務部会) ・第4次互理町総合発展計画後期基本計画(素案)部会該当部分について協議

平成22年9月7日	互理町総合発展計画審議会(総務部会) ・第4次互理町総合発展計画後期基本計画(素案) 部会該当部分について協議
平成22年9月17日	互理町総合発展計画審議会(産業建設部会) ・第4次互理町総合発展計画後期基本計画(素案) 部会該当部分について協議
平成22年9月22日	互理町総合発展計画審議会(保健福祉部会) ・第4次互理町総合発展計画後期基本計画(素案) 部会該当部分について協議
平成22年9月27日	互理町総合発展計画審議会(総務部会) ・第4次互理町総合発展計画後期基本計画(素案) 部会該当部分について協議
平成22年9月27日	互理町総合発展計画審議会(教育部会) ・第4次互理町総合発展計画後期基本計画(素案) 部会該当部分について協議
平成22年10月7日	互理町総合発展計画審議会(総務部会) ・第4次互理町総合発展計画後期基本計画(素案) 部会該当部分について協議
平成22年10月7日	互理町総合発展計画審議会(保健福祉部会) ・第4次互理町総合発展計画後期基本計画(素案) 部会該当部分について協議
平成22年10月8日	互理町総合発展計画審議会(教育部会) ・第4次互理町総合発展計画後期基本計画(素案) 部会該当部分について協議 ・教育現場視察：互理町立逢隈小学校、逢隈中学校
平成22年10月20日	互理町総合発展計画審議会(産業建設部会) ・第4次互理町総合発展計画後期基本計画(素案) 部会該当部分について協議
平成22年10月29日	互理町総合発展計画審議会(教育部会) ・第4次互理町総合発展計画後期基本計画(素案) 部会該当部分について協議
平成22年11月1日	互理町総合発展計画審議会 ・互理町総合発展計画後期基本計画(素案)について (総務部会、産業建設部会、保健福祉部会、教育部会からの報告) ・今後のスケジュールについて
平成22年11月11日	企画調整会議 ・第4次互理町総合発展計画後期基本計画(素案)並びに実施計画 について
平成22年11月24日	互理町総合発展計画審議会 ・互理町総合発展計画後期基本計画(素案)について (総務部会、産業建設部会、保健福祉部会、教育部会からの報告) ・今後のスケジュールについて
平成22年12月1日～ 平成23年1月7日	・第4次互理町総合発展計画後期基本計画(素案)に対するパブリックコメント(意見募集)
平成22年12月3日	互理町議会全員協議会 ・第4次互理町総合発展計画後期基本計画(素案)について

平成22年12月8日	・第4次亶理町総合発展計画後期基本計画(素案)についての説明会(亶理地区)
平成22年12月9日	・第4次亶理町総合発展計画後期基本計画(素案)についての説明会(逢隈地区)
平成22年12月10日	・第4次亶理町総合発展計画後期基本計画(素案)についての説明会(吉田地区)
平成22年12月13日	亶理町議会全員協議会 ・第4次亶理町総合発展計画後期基本計画(素案)について
平成22年12月14日	・第4次亶理町総合発展計画後期基本計画(素案)についての説明会(荒浜地区)
平成23年1月14日	企画調整会議 ・第4次亶理町総合発展計画後期基本計画案への意見・要望・提案について
平成23年1月27日	亶理町総合発展計画審議会 ・第4次亶理町総合発展計画後期基本計画案への意見・要望・提案について ・第4次亶理町総合発展計画後期基本計画案について審議、承認
平成23年2月3日	・亶理町総合発展計画審議会より答申
平成23年2月18日	亶理町議会全員協議会 ・亶理町総合発展計画審議会より答申内容について説明及び質疑応答
平成23年3月1日	企画調整会議 ・亶理町総合発展計画審議会より答申内容について
平成23年4月	第4次亶理町総合発展計画後期基本計画開始

## 亶理町まちづくり基本条例

平成20年3月21日

条例第1号

## 前文

私たちのまち亶理町は、宮城県南部に位置し、東は太平洋、西を阿武隈高地、そして北を阿武隈川に囲まれ、穏やかな光に満ちあふれる、美しい自然環境と温暖な気候に恵まれた地域です。

歴史も古く、町内いたるところに遺跡・史跡が点在し、藩政時代には、仙台藩祖伊達政宗公の右腕として活躍した伊達成実公をはじめ、亶理伊達家の城下町として栄えました。このような住みよい町と幾世の先人たちが築き上げ、受け継いだ文化、歴史、産業、人情を重んじ、さらに時代とともに発展させ、「魅力ある亶理町」として次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

そのために、私たち亶理町民は、あらためて町民がまちづくりの主体であり、一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、町民、議会及び町が、ともに力を合わせ、まちづくりに取り組むことが必要です。

こうした町民の参加と協働によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、亶理町におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりを推進するための基本的な原則を定め、自治の進展を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 町民 町内に在住、在学又は在勤する個人若しくは町内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 議会 亶理町議会及び亶理町議会議員をいう。
- (3) 町 亶理町の執行機関をいう。
- (4) 協働 町民、議会及び町が、それぞれの責務を自覚し、共通の目的を実現するために、ともに協力することをいう。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、まちづくりの基本となるものであり、他の条例、規則等の制定改廃にあたっては、この条例の定めを最大限尊重しなければならない。

## 第2章 まちづくりの基本理念等

(まちづくりの基本理念)

第4条 町民は、まちづくりの主体である。

(まちづくりの目標)

第5条 町民、議会及び町は、まちづくりの基本理念に基づき、町の歴史や自然を大切にしながら、健康で心豊かな住みよいまちづくりの推進に努めるものとする。

## 第3章 まちづくりの基本原則

(協働の原則)

第6条 まちづくりは、町民、議会及び町が、協働により推進するものとする。

(情報共有の原則)

第7条 まちづくりは、町民、議会及び町が、まちづくりに関する情報を共有して推進するものとする。

## 第4章 まちづくりにおける権利と責務

### 第1節 町民

(町民の権利)

第8条 町民は、まちづくりに参加する権利及びまちづくりに関する情報について知る権利を有するものとする。

(町民の責務)

第9条 町民は、地域社会の一員として、まちづくりの主体であることを認識し、まちづくりの活動においては自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

2 町民は、自ら地域のまちづくり活動の推進に努めなければならない。

3 町民は、生きがいをもって安心して暮らすために形成されたコミュニティが、まちづくりの担い手であることを認識し、その活動を尊重するとともに、積極的に参加することに努めなければならない。

## 第2節 議会

### (議会の責務)

第10条 議会は、行政運営が常に民主的で効率的に行われているかを調査及び監視するとともに、政策立案等を行い、町民の意思が町政に反映されるように活動しなければならない。

2 議会は、その保有する情報を公開し、町民と情報を共有して、開かれた議会運営をしなければならない。

## 第3節 町

### (町長の責務)

第11条 町長は、この条例に基づき町政を運営し、町民の信託に応えて、町民の福祉の向上のために町政を執行しなければならない。

### (町の責務)

第12条 町は、その保有する情報を公開し、その権限と責任において、公正かつ誠実に町政を執行しなければならない。

2 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護を行わなければならない。

3 町は、町民にわかりやすく、町政課題に効率的かつ柔軟に対応できるよう町の組織を整備しなければならない。

4 町は、まちづくりに関する活動の内容及び意思決定の過程について、町民にわかりやすく説明しなければならない。

### (職員の責務)

第13条 職員は、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、積極的に町民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

## 第5章 まちづくりの基本原則に基づく仕組み

### (多様な参加と協働の機会の拡充)

第14条 町は、まちづくりに関する活動及びその意思決定の過程において、町民が広く参加できる機会の確保に努めなければならない。

### (附属機関への参加)

第15条 町は審議会及びこれに類するもの(以下「附属機関」という。)の構成員を選任する場合は、その全部又は一部を公募によらなければならない。ただし、法令等の定めにより公募に適さない場合、その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 2 附属機関の構成員については、男女の比率及び他の附属機関との重複等を考慮し、幅広い人材の選任に努めなければならない。

(総合発展計画等の策定)

第16条 町は、基本構想並びにこれを具体化する基本計画(以下「総合発展計画」という。)を第3章まちづくりの基本原則にのっとり、策定しなければならない。

- 2 町は、総合発展計画以外の計画策定にあたっては、総合発展計画との整合を図らなければならない。

- 3 町は、総合発展計画その他の計画により進められたまちづくりに関して、町民の満足度の把握に努め、町民参加による行政評価を行い、必要な見直しを行わなければならない。

- 4 町は、総合発展計画と行政評価とが連動した予算編成及び執行に努め、健全な財政運営を図らなければならない。

(まちづくり推進委員会の設置)

第17条 町長は、協働のまちづくりを推進するため、互理町まちづくり推進委員会を設置する。

## 第6章 国や他の地方公共団体との連携

(国や他の地方公共団体との連携)

第18条 町は、共通の課題を解決するために、国及び他の地方公共団体と相互連携を図り協力することに努めるものとする。

## 第7章 条例の見直し

(条例の見直し)

第19条 町は、まちづくりの推進状況や社会状況の変化に対応し、この条例の見直しを行うものとする。

## 第8章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

## 第4次亶理町総合発展計画 [ 後期基本計画 ]

平成23年3月 策定

平成24年6月 発行

亶 理 町

〒989-2393 宮城県亶理郡亶理町字下小路7番地4

TEL:0223-34-1111

FAX:0223-34-7341

企画・編集・印刷 亶理町役場 企画財政課